

# BTMU

## 中国月報

第15号 (2007年4月)



### CONTENTS

#### ■ 特集

- ◆ 全人代政府活動報告の主な経済政策と進出企業への影響

#### ■ 連載

- ◆ 「香港再考 ～ 香港拠点の有効活用を考える」  
第6回：「投資拠点としての香港の活用 ②」  
～ CEPA 利用による中国投資のメリット

#### ■ 経済

- ◆ 中国経済の安定を支える非先端産業

#### ■ 産業

- ◆ 中国における液晶 TV 市場の状況と参入メーカー・パネルメーカーに与える影響

#### ■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 人民元基準金利利上げについて

#### ■ スペシャリストの目

- ◆ 投資：合併パートナーから持分を買収する際の事前準備
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：福利調査 2007-1

#### ■ BTMU中国ネットワーク





## 目 次

### ■ 特 集

- ◆..... 全人代政府活動報告の主な経済政策と進出企業への影響  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
国際事業本部 海外アドバイザー事業部 .....1

### ■ 連 載

- ◆..... 「香港再考～香港拠点の有効活用を考える」  
第6回：「投資拠点としての香港の活用 ②」  
～ CEPA 利用による中国投資のメリット  
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 .....6

### ■ 経 済

- ◆..... 中国経済の安定を支える非先端産業  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 .....10

### ■ 産 業

- ◆..... 中国における液晶TV市場の状況と参入メーカー・パネルメーカーに与える影響  
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 .....14

### ■ 上海支店人民元レポート

- ◆..... 人民元基準金利利上げについて .....23

### ■ スペシャリストの目

- ◆..... 投 資：合弁パートナーから持分を買収する際の事前準備  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司 .....27
- ◆..... 税務会計：中国の会計・税務  
プライスウォーターハウスクーパース中国 .....30
- ◆..... 人 事：福利調査 2007-1  
P a s o n a G r o u p .....35

### ■ BTMU中国ネットワーク .....39



## エグゼクティブ・サマリー

**特集** 「**全人代政府活動報告の主な経済政策と進出企業への影響**」は、3月の全人代での政府活動報告が示した経済政策から外資企業に影響を与えるものを採り上げ関連法制・施策を合わせて解説しています。示されたエネルギー消費・環境審査の厳格化、土地に関する規制強化、加工貿易に関する規制強化は進出企業のコストアップをもたらす事が予想され、一方でサービス業促進の一環である国際アウトソーシング誘致の方針は、新たなビジネスチャンスをもたらす可能性があるとしています。

**連載** 「**香港再考～香港拠点の有効活用を考える**」は、「投資拠点としての香港の活用」の第2回目で、CEPA(香港・中国本土で締結の経済・貿易緊密化協定)を利用した香港の投資拠点としての活用方法を解説しています。CEPAが持っていた中国のWTO加盟に伴う市場開放を前倒しで適用できるメリットは、開放の進展とともに薄れてきましたが、細かく見れば、運輸・物流業、旅行代理店業、建築・設計業で、依然 CEPA 活用の余地が残る分野があり、これを活用したスキームが提示されています。

**経済** 「**中国経済の安定を支える非先端産業**」は、中国の産業ごとの雇用吸収力の変化や、OECD加盟国の輸入における中国の品目別シェアから、衣料、皮革、毛皮、紡績、履物、玩具といった非先端部門の中国経済における位置づけの大きさを確認し、ここから中国の発展モデルは、米国などの非先端産業を途上国へ移管させる「主役交代モデル」とは異なり、産業の高度化で新しい産業が追加される「主役追加モデル」であるとしています。その上で、このモデルのもたらす産業の厚みが、当面の間、中国経済に力強さと安定性を与えるだろうとしています。

**産業** 「**中国における液晶 TV 市場の状況と参入メーカー・パネルメーカーに与える影響**」は、中国の液晶 TV 市場を分析、中型サイズ(32、37インチ)が市場の主流になる中で、パネルメーカーではこのクラスに強みを持つ台湾系に需要が集中する傾向が見られるとしています。この中で、台湾系パネルメーカーと周辺産業の中国での事業展開が拡大し、これが今後、バックライトや偏向板、液晶ドライバ IC などの分野に影響を及ぼすと見られるが、これは当該分野のプレゼンスが高い日系電子部品メーカーにとり、台湾パネルメーカー向けビジネス拡大のチャンスとなるだろうとしています。

**上海支店人民元レポート** 「**人民元基準金利利上げについて**」は、3月18日に実施された人民元基準金利利上げに関する分析です。新規与信の急増、物価上昇率の高い伸びを背景に行われた今回の利上げではあるが、1年以上の期間の金利が対象で、銀行預金の太宗を占める流動性預金金利が据え置かれています。このため銀行の増益要因となるなどとの見方から、利上げ後に株価は銀行株主導で上昇しています。一方、今回の利上げはホットマネーの流入をもたらす規模の利上げ幅ではなく為替市場は影響を受けなかったとしています。

### スペシャリストの目

**投資** 「**合弁パートナーから持分を買収する際の事前準備**」は、昨今ニーズが急速に高まっている合弁企業の持分買収についての解説です。持分買収のメリットが現状維持のそれを上回ることを確認したうえで、事前に内部点検を行う必要性を指摘し、内部点検を行うに際してのポイントとして法務、労務、会計・税務の項目について述べています。

**税務会計** 「**中国の会計・税務**」は、日系企業からの質問の多い以下のテーマにつき Q&A 形式で解説しています。①中国新会計基準で適用される税効果会計について、②不動産開発企業の土地増値税の処理に関わる新規定について、そして、③中国版-SOX 法の内容と中国の企業内部統制システムの整備の経緯について、です。

**人事** 「**福利調査 2007-1**」は、人材採用、維持のためにも重要となっている福利制度の解説です。連載第1回目の今回は、福利制度と企業形態の概観を検証し、アンケート調査を基に、従業員規模が小さい企業ほど福利に関する規定が未整備であること、人材派遣を通じた間接雇用(派遣)が多いことが指摘されています。また、地域別では華東地区で派遣方式が多いことが指摘されていますがこれは少人数の非製造業の多さに起因するものであるとしています。また、業種別では、金融、商社、食品、化学で派遣方式が多く、これは非製造業の営業系職員が多い場合有効であるためとしています。



## 全人代政府活動報告の主な経済政策と進出企業への影響

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
国際事業本部海外アドバイザー事業部  
顧問 池上隆介

2007年3月に開催された全国人民代表大会（第10期第5回会議）では、温家宝総理が例年のとおり政府活動報告を行い、2007年の施政方針を明らかにした。その大部分は経済政策に関するものだが、ここではその中から進出企業にも関係すると見られるものを取りあげ、関連の法令・施策と合わせて今後の具体的な影響について述べてみたい。

### 1. エネルギー消費の審査・承認の実施と環境影響評価の厳格化

2007年の施政方針の第1にあげられているのが「経済の良好で速い発展の促進」で、その中では、「マクロ・コントロールの強化と改善の堅持」、「現代農業の発展と社会主義新農村建設の推進」に次いで、「エネルギーの節約と低減、環境保護、用地の節約と集約への注力」について述べられている。

このうち省エネルギーと環境保護については一体で述べられており、重点活動の第1として、省エネルギー・環境保護基準の見直しと厳格な実施があげられている。その具体施策としては、「新規プロジェクトは必ずエネルギー消費の審査・承認と環境影響評価を行わなければならない、省エネルギー・環境保護基準に適合しないものは着工建設を許可せず、既存企業で整頓・改善後もなお基準に達しないものは必ず法に従って生産停止、閉鎖をしなければならない」とされている。政府活動報告の別の箇所でも、中国経済・社会の4つの矛盾・問題の1つとして、エネルギー消費が高く、環境汚染が深刻なことが指摘されているが、それを受けての発言である（別表参照）。

環境影響評価については、2003年9月に「環境影響評価法」が施行されて以降（注1）、新規の建設プロジェクトに対して一律に実施が義務付けられたが、評価内容やそれに対する当局の認可は必ずしも厳格に行われていなかった。改めて評価基準の見直しと厳格な実施が述べられたのには、そうした背景があるものと思われる。今後、外資系企業に対しても、評価手続きが更に厳格になり、また新たに稼働後の検査も実施されることが予想される。

エネルギー消費の審査・承認は、新しい施策である。2006年12月から9業種1008社の重点エネルギー消費企業を対象に、「企業エネルギー消費監査報告」と「企業省エネルギー計画」に対する審査・承認制度が実施されているが（注2）、これと同様または類似の制度が一般の企業にも拡大されるのではないかと思われる。前者は「国の省エネルギー関係規範・基準にもとづき、企業のエネルギー利用の物理的過程と財務的過程に対して行う試験・測定、検査、分析・評価の成果」とされ、後者は「定量の省エネルギー計画目標で、そのうち5年は企業が締結した省エネルギー目標責任書で承諾した目標を下回ってはならない」とされるもので、いずれも詳細なデータの提出が求められる。その作成は専門機関に委託してもよいとされるが、仮に外資系企業にも適用されることになった場合、設立時にはそれに要する時間とコストを見込んでおかなければならない。



## 2. 土地に対する規制強化

上記と同じ項目では、「用地の節約と集約」について述べられている。昨年の政府活動報告では土地問題についてはまとまった発言がなかったが、今年は重要課題として提起された。

「用地の節約と集約は、当面の経済・社会の発展に関わるだけでなく、国家の長期的利益と民族生存の根幹に関わる。土地問題においては、我々は、改めることができない歴史的な誤りを犯して後代に禍根を残すことは絶対にできない。全国の耕地は18億ムー(1億2千万ha)の境界線(原文は「紅線」)を下回らないことを必ず守らなければならない」という強い表現が使われている。これは、中国経済・社会の矛盾・問題の1つとして、農業基盤の脆弱さがあげられていることを反映したものと見える。

用地の節約と集約のための施策として、第1に「土地利用全体計画」と「土地利用年度計画」の実行があげられ、その中で、「改定された禁止類と制限類プロジェクト用地の規定」を遵守し、特に別荘式の不動産開発、ゴルフ場、党・政府機関と国有企業・事業単位の新設の訓練センターなどの土地使用を禁止することが述べられている。この「規定」は、昨年12月に発布された「土地使用制限プロジェクトリスト」と「土地使用禁止プロジェクトリスト」を指している(注3)。

これらのリストは、「産業構造調整指導リスト(2005年版)」(注4)にもとづくもので、その制限類プロジェクト及び淘汰類プロジェクトと大部分が重複している。産業政策で制限または淘汰するプロジェクトに対しては、土地の使用も制限または禁止するというものである。土地使用制限類プロジェクトは14業種112項目、土地使用禁止類プロジェクトは15業種96項目である。後者は勿論、前者も農業、エネルギー、工業など大部分のプロジェクトについて「土地使用の関連手続きを行わない」とされており、外資系企業もこれらに該当すると事実上、進出ができなくなる。

その他の施策として、工業用地に対する最低価格基準にもとづく公開入札方式での払い下げの実行があげられている。これは今年から実施されることになっているもので、全国全ての地区の工業用地に等級(第1等~第15等)と最低価格(50年の土地使用権で第1等840元、第15等60元)が付けられ、最低価格以上で公開入札を行い、落札者に払い下げるというものである(注5)。日系進出企業の多くが進出する地区の等級は、おおむね第6等から第9等に当たるが、その価格は第6等336元(3月末のレートで約43.5ドル)、第9等204元(同じく約26.4ドル)と従来の価格(実際の取得価格)の数倍となっている。

2007年3月末現在、工業用地の公開入札が行われたというニュースはほとんどない。これは、2007年の「土地利用年度計画」が全人代で正式決定されたばかりで、目下、各地方が払い下げ計画を詰めているためと見られる。しかし、それが確定すれば、公開入札が本格化すると思われる。今後、新規に進出する場合には、法人が設立されないと入札資格がないため、払い下げを受けた開発業者から譲渡を受けることになり、また既存の進出企業も払い下げ区画が大きい場合には同様に譲渡を受けざるをえないことから、その譲渡価格は払い下げ価格よりも更に高くなると思われる。進出企業にとって、工業用地の取得コストはこれまでに比べて大幅に上がることが予想される。

## 3. 新企業所得税法の成立と進出企業の拠点分散化への影響

2007年の施政方針の第3のテーマとして、「改革の深化と開放の拡大」について述べられているが(注6)、その中で「中華人民共和国企業所得税法(草案)」について言及されている。この草案は、若干の修正が加えられて閉幕日の3月16日に採択され、即日公布されたが、



政府活動報告では草案の内容についての説明はなく、草案を本会議に提出することのみが述べられている。ただ、それに続いて、「公共財政システムの確立を急ぎ、地方への財政交付制度を整備しなければならない」と述べられていることが注目される。

企業所得税法の草案に対しては、全人代の代表から多くの修正意見が出された。報道によれば、その1つが支社の設立地（源泉発生地）での納税を求めるものだったという（注7）。草案では、現行法と同じく本社の一括納税とされていたが、それでは（財政支援をすべき）中西部地区の財政収入が増えないということが理由だった。この意見を受け、全人代の専門委員会が国务院の関係部門と検討したが、最終的には草案の条文は変更せず、国务院または国务院の関係部門が早急に財政収入の分配方法を制定することで落ち着いたという。それが、上記の表現に反映されたものと思われる。

この問題は、進出企業の拠点分散化の動きにも影響を及ぼす。沿海都市に進出した製造企業は、コストアップやワーカーの確保難から製造機能を内陸部に移すことを希望する企業が多いが、これまでは移転先の地方から税収が増えないことを理由に、法人格のない工場の設立を拒まれるという障害があった。新しい企業所得税法の制定に伴って、内陸部などへの財政交付が増えれば、進出企業にとっても別に法人を設立することなく拠点を分散することが容易になるものと期待される。

#### 4. 加工貿易に対する規制の拡大

上記3と同じ「改革の深化と開放の拡大」では、加工貿易についても「モデル転換とレベルアップ（原文では「転型昇級」）を促進する」と述べられている。本誌2007年1月号で紹介したように、昨年11月から804品目が加工貿易禁止類商品とされ、今後は更に制限類商品の拡大や認可条件の厳格化などの規制が追加される可能性があると思われる。全人代の政府活動報告で「モデル転換とレベルアップ」が指摘されたことは、今年も引き続き加工貿易に対する規制が打ち出されることを示唆しているといっていよう。

「モデル転換とレベルアップ」とは、安価で豊富な労働力と輸入原材料に依存し、単純加工をして低付加価値品を大量に輸出するような発展方式、あるいは高エネルギー消費や環境汚染をもたらすような発展方式を転換し、加工技術や製品、研究開発・販売能力のレベルを高めることを指している。具体的にどのような規制措置が採られるかは明らかでないが、加工貿易を行っている企業は高付加価値化を進めていく必要があるように思われる。

#### 5. 国際アウトソーシング誘致の提起

外資導入についても、「改革の深化と開放の拡大」の中で述べられている。このうち外資導入の重点分野については、多国籍企業のハイエンド製品製造部門と研究開発部門の誘致、国際的なアウトソーシングの誘致があげられている。これは、それらが世界的な産業移転の主流になっているとの認識によると見られる。商務部から発布された2007年の外資導入業務に関する文書でも、そうした情勢分析が述べられている（注8）。

特にアウトソーシング誘致については、全人代終了直後に国务院から発布されたサービスの発展促進に関する文書の中でも、重点業種の第1にあげられている（注9）。それは、アウトソーシングがサービス貿易の拡大に寄与することで、対外貿易の発展方式の転換を促し、対外開放のレベルを向上させるためとされている。具体的な発展目標としては、昨年10月に商務部から発布されたアウトソーシングの振興に関する通知で、第11次5ヵ年計画期間中（2006年～2010年）に全国に10ヵ所のアウトソーシングの基地となる都市を建設し、100



社の著名多国籍企業のアウトソーシング業務を引き受け、1千社の国際認証を取得した大中型企業を育成することが掲げられている。また、その施策については、人材育成、アウトソーシングへの投資指導、国際認証取得や金融面での支援、基地都市建設での支援などがあげられている（注10）。今後、具体的な奨励措置が打ち出されると思われるが、多くの企業に新たなビジネスチャンスをもたらす可能性があることから、その内容が注目される。

### 政府活動報告で指摘された中国経済の主な矛盾と問題

#### ①経済構造の矛盾が突出。

- ・第1次・2次・3次産業間の比重が不合理。
- ・都市・農村間、地域間の発展が不均衡。
- ・投資と消費の関係が不均衡。
- ・農業基盤の脆弱な状況が改善されず、食糧の安定的増産と農民の持続的増収の難度が高まる。
- ・固定資産投資の総規模が偏重し、銀行の過剰流動性の問題が突出。
- ・輸出超過が過大で、国際収支不均衡の矛盾が激化。

#### ②経済成長方式が粗放。

- ・エネルギー消費が高く、環境汚染が深刻で、2006年は削減目標を達成できず。  
——エネルギー消費は約4%減の目標に対し1.2%減、化学的酸素要求量と二酸化イオウは2%減の目標に対し1.2%増と1.8%増。
- ・産業構造調整が緩慢。  
——高エネルギー消費・高汚染の重工業の成長が速すぎ、立ち遅れた生産能力が淘汰されず、一部の地方・企業が省エネルギーと環境保護の法規・基準を厳格に執行せず。

#### ③大衆の利益に関わる突出した問題の解決が不十分。

- ・食品薬品の安全、医療サービス、教育費徴収、住宅、収入分配、社会治安、安全生産などの問題がなお存在。
- ・土地収用、家屋立ち退き、企業制度改革、環境保護などの大衆の利益を毀損する問題が未だ根本的に解決されず。
- ・少なからぬ低所得者層の生活が困難。

#### ④政府のあり方に問題が存在。（省略）

（注1）「中華人民共和国環境影響評価法」（国家主席令第77号、2002年10月28日公布、2003年9月1日施行）

（注2）「国家發展改革弁公庁の『企業エネルギー消費監査報告及び省エネルギー計画の審査・承認指南』の印刷・発布に関する通知」（2006年12月6日発布・実施）によるもので、9業種は、鉄鋼、非鉄金属、石炭、電力、石油化学、化学、建築材料、紡織、製紙。

（注3）「国土資源部・国家發展改革委員会の『制限用地プロジェクトリスト（2006年版）』及び『禁止用地プロジェクトリスト（2006年版）』の発布・実施に関する通知」（国土資発〔2006〕296号、2006年12月12日発布・実施）

（注4）「産業構造調整指導リスト（2005年版）」（国家發展改革委員会令第40号、2005年12月2日発布・実施）



- (注5) 「国土資源部の『全国工業用地払い下げ最低価格基準』の発布・実施に関する通知」  
(国土資発[2006]307号、2006年12月23日発布、2007年1月1日実施)による。
- (注6) 第2のテーマは、「社会主義調和社会の建設推進」。第1のテーマである「経済の良好で速い発展の促進」、第3のテーマである「改革の深化と開放の拡大」とキーワードで並べてみると、発展・安定・改革の順になる。2005年、2006年は発展・改革・安定の順だったが、2007年は安定が上位になっている。
- (注7) 「物権法草案、企業所得税草案がまた修正」、『人民日報』Web版、2007年3月16日付、<http://finance.people.com.cn/GB/71364/5477666.html>
- (注8) 「商務部弁公庁の2007年の全国外資導入業務に関する指導性意見」(商資字[2007]25号、2007年3月6日発布)
- (注9) 「国务院のサービス業の発展加速に関する若干の意見」(国発[2007]7号、2007年3月19日発布)
- (注10) 「商務部のサービス・アウトソーシング『千百十工程』の実施に関する通知」

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都千代田区大手町1-1-1 三菱東京UFJ銀行 国際業務部気付

E-Mail：[r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp)

TEL：03-5252-4019



「香港再考 ～ 香港拠点の有効活用を考える」  
第6回：「投資拠点としての香港の活用 ②」  
～ CEPA 利用による中国投資のメリット

三菱東京UFJ銀行  
香港支店 業務開発室  
支店長代理 江上 昌宏

同連載では、「香港再考」と題して、改めて香港活用のメリットを見直すために“日系企業の香港拠点による新たなビジネススキーム”を考えています。今回は、「投資拠点」としての香港活用スキームとして「税制面のメリット」を述べましたが、今回は CEPA 利用による“投資拠点”としての活用スキームを考えてみたいと思います。

1. CEPA 利用による中国投資のメリットを考える

投資拠点として香港を活用する方法としては、前回述べました「税制面でのメリット」に加え、「CEPA 利用によるメリット」も考えられます。CEPA (Closer Economic Partnership Arrangement) とは、香港・中国本土間で締結された「経済・貿易緊密化協定」のことを指します。CEPA は、2004 年 1 月より実施され、香港原産地製品に対する本土輸入関税の免除（ゼロ関税化）や香港企業に対する中国本土進出規制のさらなる緩和などの優遇策が盛り込まれており、2006 年 6 月に“第 4 弾”が発表・実施されてきています。このうち、中国投資に関係のある後者をみると、香港企業は、CEPA を利用すれば、中国本土の WTO 加盟による市場開放スケジュールに基づく参入要件の緩和を前倒し適用されるので、“時間を買える”というメリットが出てくるのが一般的です。たとえば、現状では中国で外資系企業に対し合弁形態での参入のみ認められている業種について、香港企業に限り、100%出資（独資）による参入を認めるといった内容です。こうした優遇措置を享受するには、香港での 3～5 年の事業実績などの各種条件を充足し、香港工業貿易署の認定を受けたうえで、別途、中国当局の審査認可機関で審査・認可を受ける必要があります。香港で既に認定を受けた企業の業種をみると、サービス関連分野が主体で、図表の通り、運輸・物流業、卸売・小売業、広告業、建設・エンジニアリング業などで認定企業数が多くなっています。

図表：香港工業貿易署による香港企業に対する CEPA 認定状況

業種	認定企業数		
	2004年9月30日時点	2006年8月31日時点	2007年2月28日時点
1 運輸・物流業	254	455	471
2 卸売・小売業	138	252	253
3 広告業	37	75	78
4 建設・エンジニアリング業	23	50	56
5 経営コンサルティング業	20	26	29
6 付加価値通信業	18	24	25
7 労働者紹介・人材紹介業	0	16	21

(資料)香港工業貿易署HPをもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成



もっとも、最近では、CEPA を利用して、香港企業を通じ中国本土進出を果たすメリットは相対的に薄れてきていると考えられます。これは、中国では、WTO 加盟時の約束に沿って、サービス関連分野を中心に市場開放が進展してきたためであることは言うまでもありません。

これを主要業種別に振り返ってみると、なかには CEPA 利用のメリットが既になくなったといえる分野もあります。たとえば、香港での認定企業数が最も多い運輸・物流業の分野では、国際フォワーディング業務を手掛けるフォワーダー業務がそれに当たります。フォワーダーとは、荷主の依頼に基づき、キャリア等の運送手段を利用して自ら貨物運送を引き受ける事業のことで、日本では「貨物利用運送事業者免許」などを持つ業者のことを指します。2004 年 1 月に CEPA 第 1 弾が施行されてから、独資の外資系企業が中国で国際フォワーディング業務を行うこと、すなわち、商務部が発行する「国際貨物運輸代理ライセンス」の独資企業の取得は、香港企業にのみ認められてきましたが、2005 年 12 月以降は「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」が改定され、香港企業以外の外資系企業にも独資での同業務を行うことが可能になりました。卸売・小売業についても、2004 年 4 月に「外商投資商業領域管理弁法」(いわゆる 8 号令)が發布されてから 2004 年 12 月までは、CEPA (中国・香港間の経済・貿易緊密化協定) を利用すれば独資商業企業の設立が前倒しで認められるというメリットもありましたが、「同弁法」が正式に施行された 2004 年 12 月 11 日以降は、香港企業以外でも、独資により同業務を行うことができるようになってきます。広告代理店についても、2004 年 3 月に国家工商行政管理総局及び商務部が公布した「外商投資広告業管理規定」の第 23 条に基づき、2005 年 12 月 10 日以降、外資系企業の 100% 出資 (独資) による会社設立が認められることになりました。実際に、広告代理店の場合も独資による認可事例が出てきています。

## 2. 業種別にみた CEPA を活用した中国投資のメリット

しかしながら、その中身をより細かくみていけば、CEPA による進出でメリットを享受できる分野も存在しています。たとえば、上述した運輸・物流業でいえば、先般発表された CEPA 第 4 弾で言及された「航空運輸販売代理ライセンス」の取得に関する規制緩和などがこれに当てはまります。以下では、そうした業種を分野別にみていきたいと思います。

### (1) 運輸・物流業における CEPA 活用のメリット

第 1 に、香港企業が運輸・物流業で CEPA 活用して中国本土に進出するメリットについて考えてみます。

まず、海上輸送においては、CEPA を活用すれば、香港企業が設立した 100% 出資 (独資) の中国の現地法人 (船会社) で、①中国の港湾の一部と香港を結ぶ小型船である「フィーダー船」(“CEPA 第 2 弾” / 2005 年 1 月施行)、②香港一本土間の「曳航船」(“CEPA 第 3 弾” / 2006 年 1 月施行) のそれぞれについて荷受、B/L 発行、運賃決済などの業務を荷主などに提供できるようになりました。

また、航空輸送においては、2006 年 6 月に発表された“CEPA 第 4 弾”で、香港の航空運輸販売代理企業が、本土企業と同じ登録資本条件で、本土に独資の航空運輸販売代理企業の設立が可能になったと考えられます。航空運輸販売代理企業とは、航空会社 (キャリ



ア)の販売代理店として、自社で直接航空会社から座席や貨物スペースを仕入、販売することができる「航空運輸販売代理資格(ライセンス)」を有する企業のことを指します。このうち、「一類航空運輸販売代理資格(以下、航空一類)」を取得すれば、国際航路もしくは香港、マカオ、台湾地区の航路を経る貨物スペース、「二類航空運輸販売代理資格(以下、航空二類)」を取得すれば、香港、マカオ、台湾地区の航路を除いた国内航路を経る貨物スペースを扱うことができるようになります。2006年3月末日付で公表されている「中国民用航空運輸販売代理資格認可弁法」によれば、通常の中外合弁、中外合作企業の場合は、「旅客運輸」分野では“航空一類”の業務、「貨物運輸」分野では、“航空一類”と“航空二類”双方の業務に携われることになっていますが、「外資系企業は、独資での販売代理企業の設立と販売代理経営活動への従事は不可」(第13条)とされてきた経緯にありました(注1)。しかし、“CEPA第4弾”では、「香港の航空販売代理企業が中国大陸において、独資で航空運輸販売代理企業を設立することができる」とされ、2007年1月末に中国当局も「中国民用航空運輸販売代理資格認可弁法の補充規定」を発表、香港企業独資による販売代理業ライセンスの取得が正式に認められ、手続きも確定することになりました。このため、香港からの投資による独資企業で同ライセンスを取得できれば、航空会社の貨物スペースを直接仕入れることも可能になり、地場の代理店経由の仕入れにより生じていた営業税分などのコストアップ要因が減殺される可能性も出てくることとなります。

(注1)2006年3月31日以降、一類・二類の運輸販売代理業資格の認可権限は、中国民用航空総局(以下、民航総局)から航空運輸協会に授権されています。

## (2) 旅行代理店における CEPA 活用のメリット

第2に、旅行代理店について、CEPA活用して中国本土に進出するメリットを考えてみたいと思います。

まず、旅行代理店の場合、香港企業がCEPAを活用すれば、出資者の条件が大きく緩和されます。通常、中国本土で独資の旅行代理店を設立するには、年間営業額が5億米ドル以上、メジャー出資の合弁企業を設立するには、4,000万米ドル以上と出資者に対する高いハードルが課されています。しかしながら、2006年1月施行となった“CEPA第3弾”を利用すれば、香港企業の出資者の条件は、独資の場合は、年間営業額が2,500万米ドル以上に、合弁の場合は、同1,200万米ドル以上に引き下げられることになりました。また、2005年2月に商務部が発表した通達により、旅行代理店の最低資本金の引き下げ(400万RMB→250万RMB)や地域制限の撤廃などが行われたことや、外資系企業1社につき中国現地法人1企業(含む合弁)の社数制限も事実上なくなったことから、香港企業がCEPAを活用して中国市場に参入するハードルはさらに下がったといえるでしょう。ただし、日系企業の香港法人にとって、2,500万米ドル以上の年間営業額というハードルは依然高いと考えられます。“CEPA第4弾”では、広東省戸籍の住民に対し、試験的に香港・マカオへの団体旅行の手配サービスを提供できるといった業務内容の規制緩和はありましたが、日系企業にとっては、“CEPA第5弾”での出資者条件のさらなる規制緩和に期待が掛かるところです。



### (3) 建築業／設計業における CEPA 活用のメリット

第3に、建築業／設計業について、CEPA活用して中国本土に進出するメリットを考えてみます。

香港企業の場合、“CEPA 第3弾”に基づき、中国現法の設立審査に必要な資格等級の取得に際し、これまでの香港の建築・設計請負の実績だけでなく本土での実績も考慮されるようになっていきます。たとえば、建築業の場合、元請け工事を行うには、純資産額や過去3年の工事収入額に加え、過去5年の工事实績などに応じて資格等級が与えられ、その等級に応じて請け負うことの出来る工事の規模などが規定されます。このため、工事实績について、香港企業ステータスで直接受注が出来た2004年4月以前の実績(注2)や中国企業との合弁形態でのプロジェクトなども評価の対象となり、日系の香港企業の中国現法設立に際してプラスに働くことになると考えられます。

(注2)建築業／設計業については、2004年4月以前は、プロジェクト単位で当局認可を取得することで、海外企業が中国内の工事を直接受注することもできました。ただし、現在は外資系企業による独資での企業設立が認可されたこともあって、直接受注は出来なくなっています。

これまで2回にわたり、投資拠点として香港を活用するメリットを考えてきましたが、香港を投資拠点としてのみ活用しても、日本のタックスヘイブン対策税制上の問題もあり、香港の税制面の優位性を十分に活かすことにはなりません。そこで、次回以降は、リインボイスセンターとしての香港の活用なども総合して、「統括拠点としての香港の活用」について考えてみたいと思います。

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2006年9月29日号、10月27日号掲載内容に加筆したレポートです)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



## 中国経済の安定を支える非先端産業

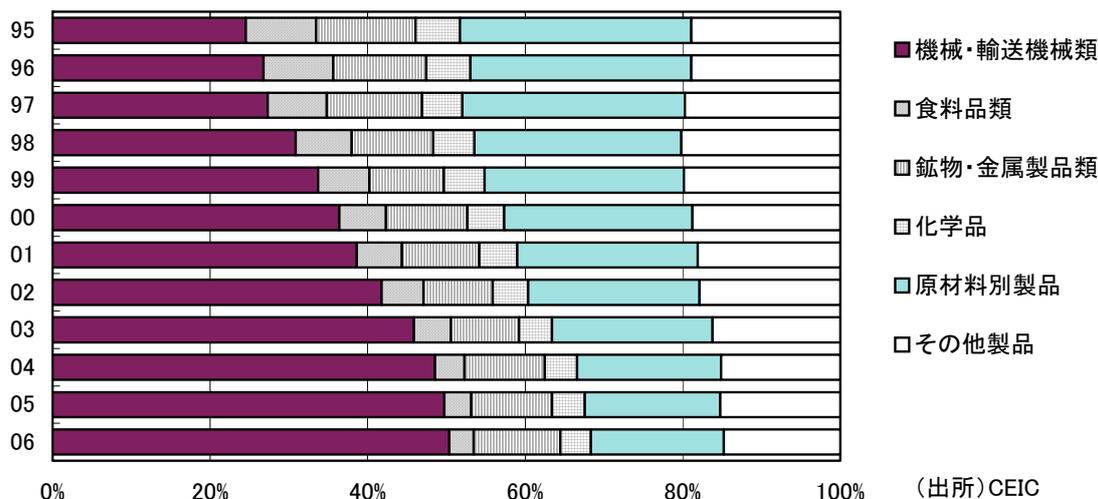
三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
調査部 研究員 野田麻里子

### 1. 着実に進む産業の高度化

3月中旬、中国国務院（中央政府）が大型旅客機の自主開発プロジェクトの着手を承認していたことが明らかとなった。報道によれば、2020年までに150人乗り以上の大型旅客機の完成を目指しているという。中国産業の高度化は輸出品目構成の高度化が示すようにすでにかなり進んでいる。中国の輸出に占める機械・輸送機械類のシェアは95年の24.5%から06年には50.4%と5割を上回っている（図表1）。

その中国が「国家中長期科学・技術発展計画要綱」に基づき一段の産業高度化を目指して一步を踏み出したことが今般の大型旅客機自主開発計画着手により明らかになったわけである。4年連続10%台の高成長を続ける中国が次の時代の成長の糧を着実に準備していることが改めて印象付けられたと一件と言えよう。

図表1. 高度化する中国の輸出構造

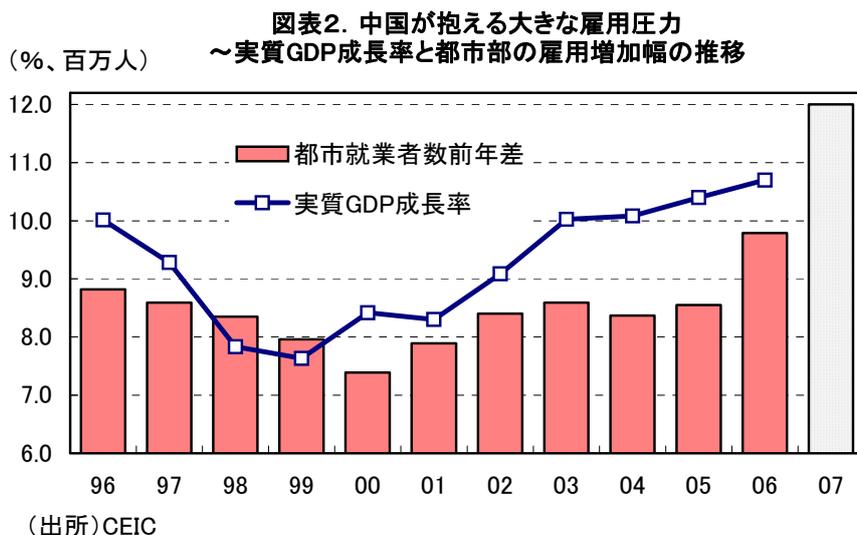


### 2. 産業の高度化と非先端産業

ところで先進国の場合、産業の高度化は往々にして発展途上国の追い上げなどによる非先端産業の競争力の低下を伴っていた。そのため国内のヒト・モノ・カネといった資源がより高度な産業にシフトし、非先端産業は徐々に衰退していくというパターンが見られた。

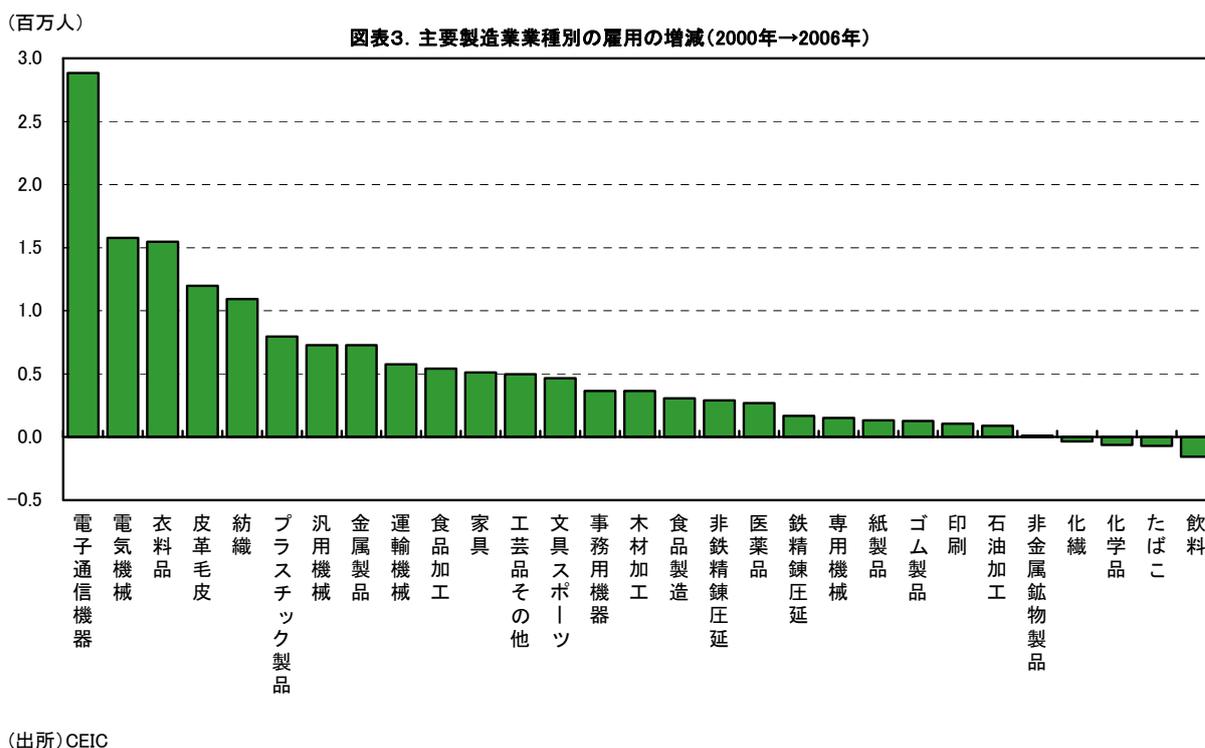
果たして中国でも同様のパターンが見られるのだろうか。新華社によれば、今年の都市部の新規求職者数は2400万人にのぼる見通しという<sup>1</sup>。失業を増やさないためには1200万人の退職者分を差し引いてもネットで1200万人分の新規雇用の確保が必要という計算になる。依然として雇用圧力が大きな中国で、相対的に労働集約的である非先端産業の衰退は始まっているのだろうか(次頁図表2)。

<sup>1</sup> 日刊中国通信 2007年3月15日号参照。



### 3. 依然として「強さ」を維持する中国の非先端産業

そこでまず、中国の産業ごとの雇用吸収力にどんな変化が見られるかを見てみた（図表3）。00年から06年にかけて主要製造業の雇用者数は合計で約1600万人増加した。これを業種別に見てみると前掲の図表1の輸出品目の高度化同様、機械産業、中でも電子通信機器、電気機械で雇用がもっとも拡大していた。しかし、それに次いで雇用拡大に寄与していたのは衣料品、皮革毛皮、紡織といった非先端の諸産業であった。衣料品といった非先端産業がパソコンなど技術先端製品を生産する産業とともに雇用の拡大、すなわち中国社会の安定に寄与していることがわかる。





次に OECD 加盟国の輸入に占める中国の品目別シェアの推移から中国の各産業の相対的な競争力の変化をみてみた（図表4）。OECD の輸入全体に占める中国のシェアは 95 年の 3.7% から 04 年には 8.5% に約 5% ポイント拡大したにとどまっている。ただし、品目別にやや詳細にみると、前述の雇用同様、機械類（95 年 2.1% → 04 年 9.7%）、中でも通信機器（同 8.2% → 21.9%）、電気・電子機器（同 2.8% → 11.9%）などが大きくシェアを拡大させており、世界市場において競争力を大幅に高めていることがわかる。

しかし、より注目されるのはその他製品に分類される衣料品、履物、玩具等の非先端産業分野でそもそも高かったシェアが一段と高まっている点である。95 年時点で既に OECD 加盟国の衣料品輸入の 17.4% を占めていた中国は 04 年には 25% とその 4 分の 1 を占めるようになってきている。また履物については 95 年の 26.9% が 04 年には 38.1% と OECD 諸国の輸入履物の約 4 割を占めている。

これらの労働集約的な製品については昨今、中国の労働コストの大幅な上昇により競争力が低下していることが指摘されている。しかし、依然としてシェアの拡大が続いている現状はこれらの産業が労働コスト以外の部分で競争力を高めていることを示唆しているのではないだろうか。

図表4. OECD加盟国の輸入に占める中国からの輸入の品目別シェアの推移 (%)

	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	95年対比 でみた04 年のシェア の増減
輸入合計	3.7	4.0	4.3	4.5	4.9	5.5	5.9	6.8	7.6	8.5	4.7
0食料品生きた動物	2.5	2.7	3.1	2.8	3.2	3.9	3.9	3.9	3.9	4.0	1.4
1飲料たばこ	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.1
2食料に適しない原材料	2.2	2.4	2.5	2.4	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	0.7
3鉱物性燃料・潤滑油	1.4	1.4	1.4	1.3	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.2	-0.3
4動植物性油脂	0.3	0.3	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.1
5化学品	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8	1.8	2.0	2.2	0.7
6原材料別製品	3.3	3.4	3.8	3.7	4.2	4.9	5.2	6.0	6.8	7.8	4.4
61皮革毛皮製品	2.6	2.4	2.8	2.6	2.9	3.3	4.4	4.7	5.6	6.8	4.2
65繊維・織物	7.5	7.0	7.3	6.6	7.4	8.6	9.0	10.2	11.7	13.3	5.8
7機械類	2.1	2.4	2.7	3.1	3.5	4.3	4.9	6.2	8.0	9.7	7.6
76通信音響機器	8.2	8.5	8.9	9.2	9.0	9.6	11.8	15.8	19.1	21.9	13.7
77電気・電子機器	2.8	3.5	4.2	4.8	5.5	6.0	7.0	8.6	10.4	11.9	9.1
8その他製品	13.6	14.5	15.3	15.4	16.6	18.3	18.9	20.2	21.6	22.6	8.9
84衣料品	17.4	18.3	18.4	16.7	18.4	20.5	21.1	21.8	23.2	25.0	7.6
85履物	26.9	28.6	30.1	32.0	33.6	36.7	37.2	37.4	37.4	38.1	11.2
89玩具事務機器	14.1	15.3	16.5	17.4	18.4	20.0	20.3	21.5	23.2	23.8	9.6

(出所) OECD International Trade by Commodities Statistics

#### 4. 追加型モデルが中国の安定を支える

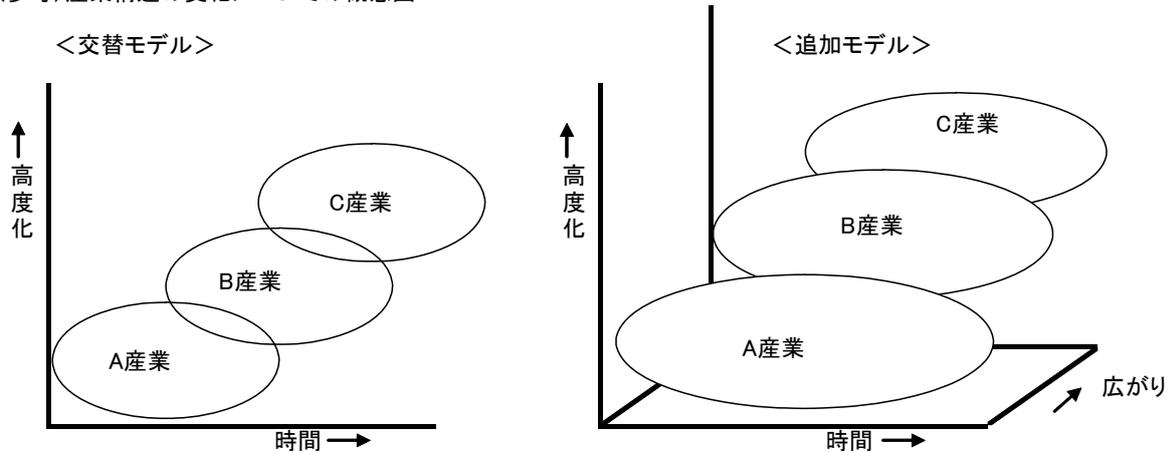
こうした状況は例えば、米国の場合とは大きく異なると言えるだろう。米国は航空機産業など最先端産業で世界をリードする存在だが家電などの非先端産業については発展途上国への移管が進んでいる。これは産業の高度化の過程で主体となる産業の交替が進むモデルと考えることができよう。これに対して中国では産業の高度化は非先端産業に先端産業が追加され、両者が並存し産業の裾野が広がる形で進んでいるようである。米国を典型とする先進国のパターンを主役交替型の二次元モデルとすれば、中国は主役追加型の三次元モデルとみることができそうである（次頁概念図参照）。



この追加型モデルの問題は輸出の拡大が続く一方で産業の裾野が広がるのに合わせて輸入代替が進み、貿易黒字を溜め込む経済構造になり易いことだろう。実際、中国はこれまで対欧米貿易黒字の削減策の一環として米国や欧州から旅客機を大量に買い付けてきたが、旅客機の国内生産が始まれば、ここでも輸入代替が進んでしまう。即効性のある黒字削減策がひとつ減ってしまうわけである。

もちろん、いくら資源の豊富な中国といえどもいつまでも追加型モデルを維持できるわけではないだろう。しかし、当面はこうした産業の厚みが中国经济に力強さと安定をもたらすのではないだろうか。

(参考)産業構造の変化についての概念図



(執筆者のご連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
E-mail: mariko.noda@murc.jp



## 中国における液晶 TV 市場の状況と参入メーカー・パネルメーカーに与える影響

三菱東京 U F J 銀行  
企業調査部 香港駐在  
調査役 永井 隆太

中国ではここ 1~2 年液晶 TV 市場の拡大が著しく、地場・外資メーカーともに輸出向けも含め生産を飛躍的に延ばしているが、厳しい競争環境から、参入企業の収益環境は厳しさを増している。一方、こうしたなかで、パネルメーカーの間では、コスト面で優る台湾メーカーのプレゼンスが高まりつつある。本稿では、中国の液晶 TV 市場について概観するとともに、市場環境が参入メーカーやパネルメーカーに与える影響と今後の展望について纏めた。

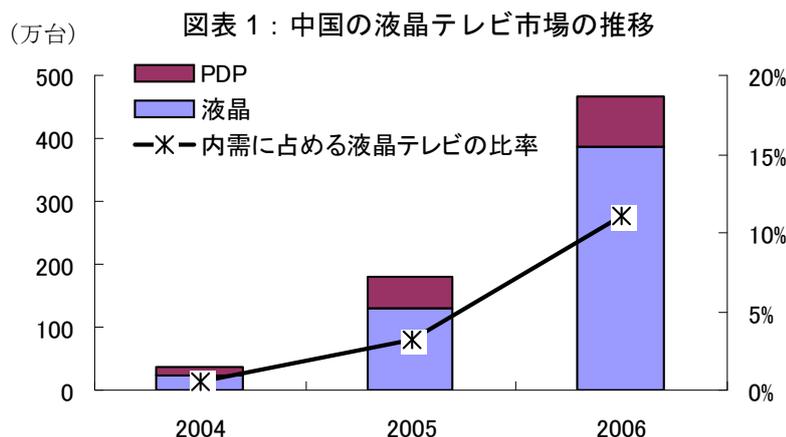
### 1. 拡大する中国の液晶 TV 市場

#### (1) 需要

中国における液晶 TV 市場は、カラーTV 全体の内需が成熟するなか、都市部を中心とした所得拡大と価格低下を背景としてここ 1~2 年で急激に拡大しており、2006 年の内需は 400 万台弱に達している様子（図表 1）。

サイズ別に需要動向をみると、現状では 32、37 インチといった中型サイズが主流となっており、台数ベースでこの 2 サイズが全体の 5 割を占めている（図表 2）。

今後も、普及拡大に伴って成長率こそ徐々に鈍化する可能性はあるものの、現状では液晶 TV がカラーTV の内需に占める比率が台数ベースで 10%程度に留まっていることから、所得上昇と価格下落を背景として当面内需は拡大が続こう。



(資料) 新聞記事等より当部作成。一部推定含む。

図表 2：サイズ別にみた液晶 TV の市場シェア（2006 年 1~10 月）

サイズ	20インチ以下	23~30インチ	32インチ	37インチ	40インチ	42インチ	46インチ以上
金額ベース	5.2	7.0	29.1	19.5	17.3	14.9	6.7
台数ベース	-	-	35.1	15.7	-	-	-

(資料) 新聞記事等より当部作成。



## (2) 供給

一方供給サイドをみると、内需 400 万台弱に対して輸出台数は 1,300 万台超に達し、生産の 8 割弱が輸出に向けられている状況。

従来から中国のカラーTV産業は、欧米向けを中心とした輸出にも注力してきたが、世界的な液晶TVの需要拡大に加え、2004年に中国製ブラウン管TVが米国市場でアンチダンピング課税の対象になったことなども背景となり、各社とも液晶TVの輸出に注力しており、こうした結果、世界の液晶TV市場の4割弱が中国から出荷されるに至っている(図表3)。なお、液晶TVの場合、内需の成熟と生産能力過剰のなか各企業が輸出依存度を高めている他の多くの家電製品とは異なり、内需・輸出の双方が生産を牽引している点が特徴的といえる。

今後を展望すると、世界の液晶TV需要は引き続き拡大が予想されるうえ、主要部材である液晶パネルに関して、主要パネルメーカーが川下工程であるモジュール工程を自国以外では中国へ集中してシフトしていることから<sup>(注)</sup>、パネルの調達コストや調達リードタイムなどの面で有利となる中国での生産は当面拡大が続こう。

(注) TV向け液晶パネルのモジュール工程もしくは後工程の生産拠点は、アセアン諸国など他のアジア諸国での設置は今のところみられない。

図表3：液晶TVの生産・輸出台数の推移 (万台)

	2004	2005	2006
世界出荷台数	877	2,120	4,640
中国生産分の出荷台数	307	853	1,709
中国からの輸出台数	309	729	1,347
中国内需	23	130	387
中国への輸入	25	6	24
出荷に占める内需の比率	7%	15%	23%
世界市場に占める中国生産の比率	35%	40%	37%

(注) 中国国家情報産業部が2006年通年の液晶TV生産台数を発表していないことなどから、ここでは、「輸出台数(政府発表ベース) + 内需(業界団体発表ベース) - 輸入(政府発表ベース)」を「中国生産分の出荷台数」とした。

(資料) CEIC Data Co., Ltd.、新聞記事などより当部作成。一部推定含む。

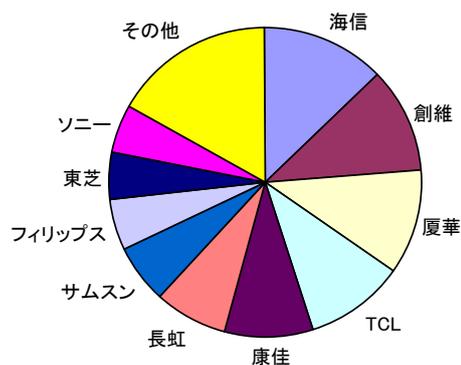
## 2. 液晶TVメーカーの状況

### (1) 参入企業の顔ぶれとシェア

中国の液晶TV市場への参入企業は、地場メーカー、日本メーカー、韓国メーカー、欧州メーカーを含め約30社に上るが、上位10社が約8割のシェアを占める一方、需要の急拡大が続くなかで微小なシェアに留まる下位メーカーも比較的多数存在している構造(図表4)。

また、これまでは価格面で優位に立っていた地場メーカーが上位シェアを独占しており、実際、2006年9月頃までは外資系メーカーと地場メーカーとの価格差は37インチ以上を中心に20~40%あったことから、地場メーカーが価格競争力を武器に高いシェアを確保してきた。しかしながら、同年10月以降、日本・韓国などの外資系メーカーがシェア奪回を図って一気に3~4割の値下げを断行、比較的廉価のモデルにおいては外資系メーカーと地場メーカーとの価格差がほとんどなくなった結果、外資系メーカーがシェアを挽回しつつある(図表5、6)。

図表4：中国における液晶TVのシェア



(資料) 新聞報道等各種資料より作成。



図表5：サイズ別にみた地場ブランドと外資ブランドの価格比較（元）（廉価モデル）

サイズ	メーカー名	9月	11月	下落率
32インチ	地場A社	7,499	5,999	▲20%
	地場B社	8,999	6,999	▲22%
	地場C社	7,699	5,999	▲22%
	外資D社	8,888	6,499	▲27%
	外資E社	9,798	6,910	▲29%
	外資F社	8,988	6,000	▲33%
37インチ	地場A社	9,999	8,999	▲10%
	地場B社	9,999	9,999	0%
	地場C社	9,990	7,999	▲20%
	外資F社	13,486	9,980	▲26%
	外資G社	12,988	9,700	▲25%
42インチ	地場A社	11,999	9,899	▲18%
	地場B社	12,999	13,999	8%
	地場C社	12,998	9,999	▲23%
	外資F社	17,488	11,680	▲33%
	外資G社	18,998	10,900	▲43%

(注) 上記は北京市内での価格の一例。1元=約15円。

(資料) 各種資料より当部作成。

図表6：液晶TV市場における地場と外資の販売シェア

	2005年 1～10月	2006年
地場ブランド	78.2%	64.5%
外資ブランド	21.8%	35.5%

(資料) 新聞報道より作成。

## (2) 継続的な価格下落で厳しさを増す収益環境

こうしたなか、参入企業をとりまく収益環境は厳しさを増している。

そもそも、中国の液晶TV市場は、400万台弱の内需に30社がひしめいているうえ<sup>(注1)</sup>、ここ1年ほどで台湾家電メーカーによる本格参入もみられ<sup>(注2)</sup>、需要は拡大しつつも過当競争の様相を呈している。また、多店舗展開と低価格販売により販売チャネルとしてのプレゼンスを高めつつある家電量販店が、足元では再編を通じてメーカーに対するバイイングパワーを一層強めつつあることも<sup>(注3)</sup>、価格低下圧力に拍車をかけている。加えて、先述のような2006年10月以降の外資系メーカーによるさらなる価格引き下げが追い討ちをかけている形となっている。

実際、ここ1年程度の液晶TVの価格動向をみると、サイズ別にみた平均価格は2006年第1～第3四半期に3～4割下落しており、10月以降さらに価格が大幅に低下している。これは、生産コストの6～7割を占める液晶パネルの価格がパネルメーカー各社による積極的な生産能力拡大などを背景に大幅に下落していることも大きな要因ではあるが、パネル価格の下落幅を超えるようなペースで液晶TV価格が下落を続けていることに鑑みれば、参入企業の競争状況ならびに収益環境は地場・外資を問わず厳しさを増しているといえる(図表7)。

(注1) なお、日本では約560万台の内需に対して参入企業は約15社。

(注2) 台湾大手家電メーカーの声宝が2006年10月に、同じく歌林が同年11月に中国での液晶TV生産を開始し中国大陸での事業展開を強化している。

(注3) 2005年4月に業界5位の江蘇五星電器が山東省の青島雅泰を買収したのち、2006年には同社株式の過半数を米ベストバイが買収することで合意したほか、業界1位の国美電器と同3位の上海永楽家電が2006年11月に統合している。



図表7：液晶TV・パネルの2006年の価格下落率

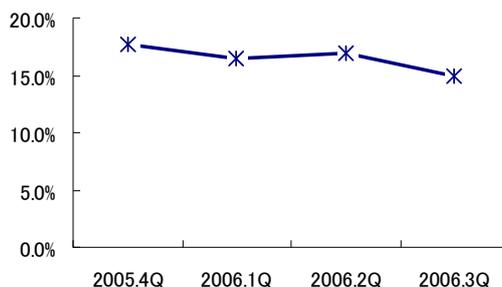
	1Q～3Q下落率	3Q～4Q下落率
液晶TV価格	30～40%	20～30%
パネル価格	30%前後	5～10%

(資料) 各種資料より作成。

実際、各メーカーの液晶TV事業の収益は低下傾向にある。特に2006年後半以降はほとんどの地場メーカーの液晶TV事業が赤字転落しているとされ、ブラウン管TVなども含むカラーTV事業全体の収益性にも少なからず影響を与えている状況(図表8)。

そうしたなかにあっても、中国のカラーTV市場における液晶TVの比率が高まる一方であることから、各社とも液晶TVに注力する姿勢に変化はなく、収益性の低い液晶TVが全社売上に占める比率がさらに高まる結果、2007年にはカラーTV産業全体が赤字転落することを予想する向きもある。

図表8：地場カラーTVメーカーの粗利率推移



(注) 上記は、TCL、海信、康佳、長虹、厦華電子の5社のTV事業の平均。

(資料) 各社アニュアルレポートより作成。

### 3. 液晶パネルメーカーに与える影響

一方、パネルメーカーに目を転じると、こうした液晶TV市場の市場環境はTV用液晶パネルメーカーの競争環境や事業展開にも影響を与えている。

#### (1) 中国における液晶パネルメーカーの概況

##### ① 参入プレイヤーとTVメーカーへの供給状況

中国においても、グローバルでみた主要なTV向けパネルメーカーである韓国のサムスン電子・LGフィリップス、日本のシャープ、台湾の友達光電・奇美電子などが、中国に後工程もしくはモジュール工程<sup>(注1)</sup>を設置し、中国の液晶TVメーカー向けにパネル供給を行っている。

パネルメーカーとTVメーカーとの供給関係をみると、昨年後半までは、日本・韓国のTVメーカーは、主に自社グループのパネルメーカーを初めとした日本・韓国のパネルメーカーからパネルを調達する一方、地場TVメーカーは、LGフィリップスもしくは台湾パネルメーカーから調達を行っており、パネルメーカーのプレゼンスは総じて韓国メーカーが高かったといえる<sup>(注2)</sup>。

(注1) モジュール工程は、液晶パネル組立工程の最終段階で基板実装やバックライトなどの部品を組み付ける工程で、比較的労働集約的な工程。

(注2) LGフィリップスの液晶パネルは少なくとも地場メーカーの液晶TV(市場シェア7～8割)の5割以上及びフィリップス(同5%)向けに供給されているとみられ、サムスン電子の液晶パネルは少なくともサムスン電子(同6%)及びソニー(同5%)向けに供給されていることから、これだけでも韓国メーカー製パネルは中国大陸で5割程度のシェアを持っていた計算になる。



## ②収益状況

また、パネルメーカーのグローバルベースでの収益状況をみると、足元では価格低下が一服したことからやや改善しているものの、汎用性が高い PC 向けパネルへの参入増加による需給緩和や、2006年のサッカーW杯特需が過ぎた後に TV メーカーが生産調整を行ったことを背景とし、2006年第2四半期以降、一部を除き営業利益率は低位に留まっている（図表9）。

図表9：液晶パネルメーカーの営業利益率推移

	2005/1Q	2005/2Q	2005/3Q	2005/4Q	2006/1Q	2006/2Q	2006/3Q	2006/4Q
サムスン電子	1.2%	0.6%	11.0%	13.4%	4.0%	2.6%	5.4%	9.7%
LGフィリップス	▲6.5%	1.3%	8.8%	11.3%	2.1%	▲16.1%	▲13.8%	▲5.8%
友達光電	▲5.0%	1.2%	9.9%	17.2%	12.0%	2.2%	2.9%	3.0%
奇美電子	▲9.3%	▲3.8%	9.0%	18.9%	15.3%	1.2%	▲1.8%	2.3%

(注) サムスン電子は液晶事業の数値。その他は全社ベースの数値。

(資料) 各社年報・四半期報などより作成。

## (2) 中型サイズにおいてプレゼンスを高める台湾パネルメーカー

こうしたなか足元では、中国大陸において台湾パネルメーカーのプレゼンスが高まりつつある点が注目される。即ち、従来から台湾メーカー製パネルを調達してきた地場 TV メーカーのみならず、これまで主に自社グループのパネルメーカーからパネル供給を受けていた日本・韓国の外資系 TV メーカーまでもが台湾メーカーの液晶パネルを採用する動きを活発化させている。

その背景としては、激しい競争のなかシェア拡大を図りたい外資系 TV メーカーが価格競争力を確保するため、特に価格が重視される 32、37 インチにおいてパネル調達コスト削減を図っていることが挙げられる。32、37 インチクラスにおいては台湾メーカー製パネルは日本・韓国メーカー製と比較して 10%程度低コストといわれ<sup>(注)</sup>、外資系 TV メーカーは大幅値下げに前後する 2006年10月頃から台湾メーカー製パネルの採用を本格的に開始したといわれる。

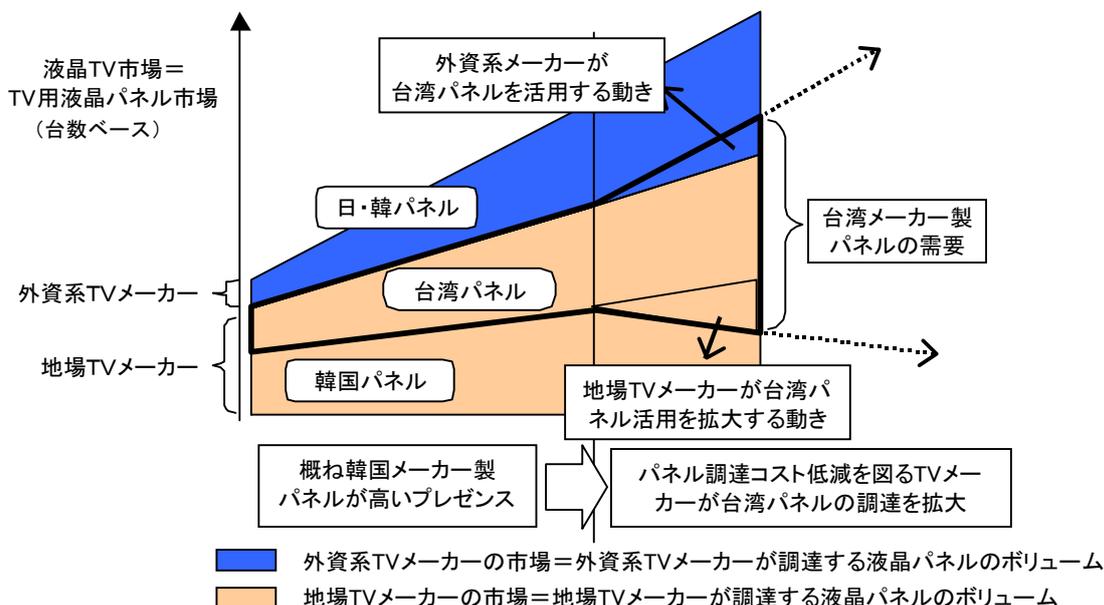
また日・韓のパネルメーカーが、収益が低下傾向にあるなか、第7・8世代ラインをより高付加価値である 40 インチ以上など大型パネルの生産に振り向け、32、37 インチのパネル供給が後回しになる傾向にあることも、外資系 TV メーカーがこれらのサイズで台湾メーカー製パネルの調達を増やす要因となっている。

こうした結果、足元では外資系 TV メーカーの液晶 TV の約 2 割に台湾メーカーのパネルが用いられているといわれる。

加えて、従来から台湾メーカー製パネルを使用してきた地場 TV メーカーも、こうした動きに追随して台湾メーカー製パネルの調達を増やす方向にあり、台湾メーカー製パネルは、足元では 5 割超のシェアを占めている様子（図表 10、11）。

(注) 液晶パネルのコスト競争力は基本的には生産規模や新鋭設備の導入状況などによって決まるが、32、37 インチクラスにおいては、第 5.5、6 世代が主力ラインである台湾メーカーの方が、第 7、8 世代が主力ラインになりつつある日本・韓国メーカーと比較して、面取り数の関係からガラス基板利用効率が高くなり、低コストになるといわれている。

図表 10： 中国大陸における台湾メーカー製パネルの需要拡大



図表 11： 地場 TV メーカーによる台湾メーカー製パネル調達強化の動き

企業名	内容
TCL	2007年は台湾メーカーからのパネル調達拡大の意向を示しており、奇美電子と共同で液晶テレビ組立工場を設立するとの報道があり。
厦華電子	2005年12月、中華映管から32.6%の出資を受け、同社を筆頭株主に。パネルの安定調達と調達コスト削減を狙ったもの。
康佳	2007年2月、中華映管と共同出資で液晶モジュール工場を設立するとの報道があり。

(資料) 新聞報道より作成。

### (3) 中国大陸での事業展開を積極化する台湾パネルメーカー

このように中国大陸において台湾メーカー製パネルの需要が拡大傾向にあるなか、台湾パネルメーカーは、中国大陸での新工場設立や設備投資などを加速し事業拡大を図っている。

具体的には、友達光電、奇美電子、中華映管の上位3社が、液晶TV市場でシェア上位を占めるメーカーが多く集まる広東省や福建省を中心として、モジュール組立工場を新設したり既存モジュール組立工場の増産投資を行うなど、拡大する中国大陸での需要に応えるため現地生産能力を相次いで増強中(図表12、13)。

併せて、台湾パネルメーカー向けにバックライトユニットや偏光フィルムといった液晶関連部材の納入を図る台湾系部材メーカーが、パネルメーカーに追随して大陸に進出する動きも活発になっており、中国大陸における台湾系液晶関連メーカーの集積が進んでいる(図表14)。

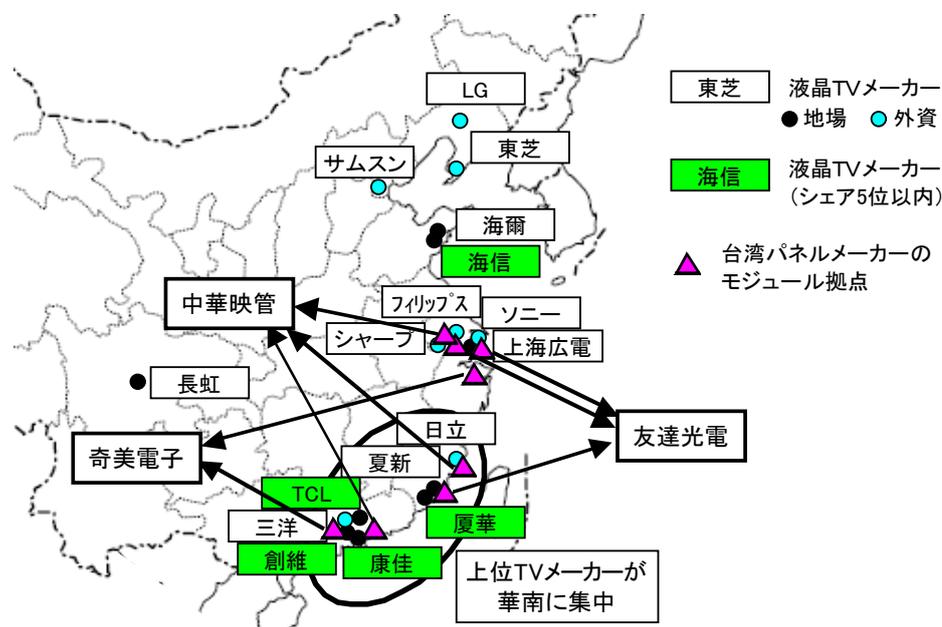


図表 12：台湾パネルメーカーによるモジュール組立拠点の新設・能力増強の動き

企業名	地域	内容
友達光電	江蘇省蘇州市	2006年に7000万ドルの追加投資を行ってモジュール生産能力を増強。
	福建省廈門市	テレビ向け液晶モジュール工場を新設、2007年第2四半期から量産を開始。
奇美電子	広東省佛山市	モジュール組立工場を新設し、2007年中に稼働予定。26～65型のTV向けを中心に、08年末めどに1000万枚の生産能力を確保する計画。
	浙江省寧波市	2005年にモジュール工場を設置。2007年2月に4億5000万ドルの追加投資が承認され、液晶テレビ向けにも32、37インチを年間385万台生産する計画。
中華映管	広東省深圳市	2006年9月から32、37インチのTV用中心に月産10万枚で生産開始したモジュール工場の生産能力を同年12月に早くも月産20万枚に増強。
	福建省福州市	2004年12月、モニターメーカーの冠捷科技と合弁で福建省福州市福清にモジュール工場を設立。
	江蘇省吳江市	2005年末までにモジュール生産能力を年間120万枚に引き上げ。

(資料) 新聞報道より作成。

図表 13：主な液晶TVメーカーと台湾パネルメーカー（モジュール拠点）の立地



(注) モジュール拠点の中には、華東地域を中心としてモニター用を主とするモジュール拠点も含む。

(資料) 各種資料より当部作成。

図表 14：台湾パネルメーカーに追随した台湾部材メーカーの進出

企業名	部材・部品名	内容
輔祥実業	バックライトモジュール	2007年春までに廈門工場で友達光電向けバックライトモジュールの量産を開始。
瑞儀光電	バックライトモジュール	2006年第2四半期以降、友達光電のモジュール工場設置を受けて廈門にバックライト工場を新設する計画。
中強光電	バックライトモジュール	江蘇省蘇州市に友達光電向け液晶部品の生産工場を設立する計画。
奇美材料	偏光フィルム	1000万米ドルを投じて寧波市に偏光フィルムの後工程工場を設置。
奇美実業	PMMA (メタクリル樹脂)	江蘇省鎮江市で導光板の材料となるメタクリル樹脂の生産能力を2007年第1四半期までに5万トン増加する計画。
奇菱科技	バックライトモジュール	2007年からバックライトと中小型パネルのモジュール製造を全て寧波と東莞にシフト。
新日興	液晶モニター向けヒンジ	奇美電子のモジュール生産拠点設置を受けて寧波市に生産拠点を設置、2007年第3四半期に量産開始。

(資料) 新聞報道より当部作成。



#### 4. 今後の展望

##### (1) 厳しい競争環境が続く液晶 TV メーカー

液晶 TV 市場の今後を展望すると、参入企業の多さなどからくる販売競争の激しさには当面変わりがないとみられるうえ、内需の伸びは高い水準にはあるものの徐々に鈍化していくことが予想されることから、参入企業をとりまく収益環境は引き続き厳しいものとなる。

したがって、基本的には、規模のメリット確保などによる部材調達コストや固定費削減といったコスト競争力の強化が生き残りを左右することとなるが、その際には台湾メーカー製パネルの調達拡大も一つの方法となる。また、一方では、地上波デジタル放送に対応する高画質 TV など高機能・新機能を持つ製品をいち早く開発・投入することで利益率の確保を図ることも重要となる。

そうした意味では、規模の観点からも、開発力の観点からも、下位メーカーもしくは企業規模の小さいメーカーの中には、淘汰の対象となる企業が現われる可能性が高いといえる。

##### (2) 32、37 インチを中心に台湾メーカーのプレゼンスが高まる流れが続く

パネル需要の観点では、中国での液晶 TV 生産が引き続き拡大するなか、パネル需要全体も増えつづけることが確実であるが、国内市場での競争の厳しさから 32、37 インチクラスを中心として外資系・地場問わず TV メーカーが台湾メーカー製パネルの調達を強化する動きが続くとみられることから、中国大陆における台湾メーカー製パネルの需要は引き続き拡大しよう。

その結果、日本・韓国のパネルメーカーが 40 インチ以上の大型パネルに注力する一方で、32、37 インチクラスでは台湾パネルメーカーの中国大陆におけるプレゼンスが高まる結果、特に上位 TV メーカーが集まる華南を中心に台湾パネルメーカー及び周辺産業の蓄積がさらに進むと考えられる。

##### (3) 下位パネルメーカーは再編の対象となる可能性も

ただし、2006 年後半から 2007 年にかけて、パネルメーカー各社の新ラインが相次いで立ち上がっており、足元では既に液晶パネルはグローバルで供給過剰局面に入っているとみられる。液晶 TV 需要の順調な拡大を前提とすれば、供給過剰は 2008 年半ばには解消されるとする見方が一般的であるが、いずれにしても、需給バランスからくる市況変動の影響を強く受ける以上、液晶パネルメーカーは体力勝負の戦いを余儀なくされることとなる。

加えて、中長期的に液晶 TV の需要が成熟に向かい、パネルの供給過剰が一時的なものだけでなくような事態が発生した場合には、現状大型パネルへの注力度合いを強めている日本・韓国のパネルメーカーが、32、37 インチクラスのパネル生産に再び注力し、台湾パネルメーカーと真向から競合することも考えられる。こうした局面においては、比較的高マージンの大型パネルで収益確保が可能とみられる日本・韓国のパネルメーカーが 32、37 インチにおいて低価格攻勢に出る可能性もあることから、このサイズにおける台湾パネルメーカーの価格競争力が必ずしも維持できるとはいえない点に注意が必要であろう。

こうしたことに鑑みれば、台湾パネルメーカーの中でも、下位メーカーについては、再編の対象となる可能性もあろう<sup>(注)</sup>。

(注) 2006 年 10 月には当時台湾で 4 番手だった廣輝電子を友達光電が合併した例がある。

##### (4) 液晶関連部材メーカーに与える影響

また、台湾パネルメーカーの中国大陆における事業拡大は、バックライトや偏光板、液晶ドライバ IC といった液晶関連部材メーカーのビジネスにも影響を与えよう。こうした分野においては、日系電子部品・電子材料メーカーが高いプレゼンスを確保しているケースも多く、これら日



系メーカーにとっては台湾パネルメーカー向けビジネス拡大のチャンスともいえる。

ただし、既に台湾系の部品・部材メーカーのなかにも台湾パネルメーカーのモジュール組立工場の近隣に現地法人を設立している企業が多くみられることから、日系部品・部材メーカーにとってはこうした台湾メーカーとの間の競合は避けられそうにない。したがって、品質の高さや納期の短さ、小回りの利く対応といった日系メーカーならではの強みを活かすことが、こうした企業にとって台湾パネルメーカーとの取引拡大のために重要になるろう。

以 上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 永井

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3033 FAX:852-2521-8541



## 人民元基準金利上げについて

三菱東京UFJ銀行 上海支店  
市場操作課長 田中 利朗

### 1. 人民元基準金利上げについて

7ヶ月ぶりの利上げとなった今回の利上げは予想通りではあった(ただし、土曜日、というのは想定外であった)。中央銀行が「最後の手段」に出た、という理解は正しいと思われる。今年に入ってから2度、過去1年で5回目の預金準備金比率の引上げ(下図1)、並びに公開市場操作での度重なる資金吸収(図2)にも関わらず、一向に衰えを見せない新規与信の増加(3月12日の金融統計によれば、1-2月の人民元の銀行貸出増加は9,800億元、前年同期比2,636億元、また春節をはさんだ2月だけで4,138億元)は、中央銀行の容認できる範囲を大幅に越えていたものと思われる。また、物価上昇(CPI)も引き続き高い伸びを示しており、最後の手段に訴えることになった。本来はタイミングとしては春節前後がターゲットだったかも知れないが、そこで起こった「上海発世界同時株安」により、慎重な態度を取らざるを得なくなった、ということだろう(図3)。

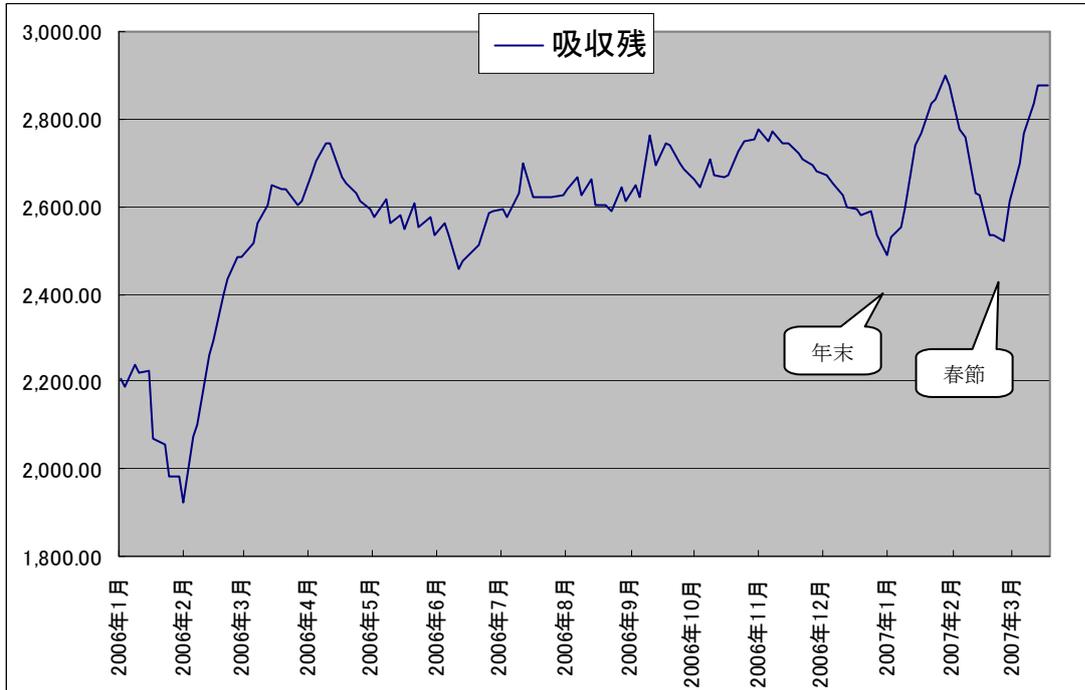
(図1：今回の利上げ幅と過去1年の預金準備金比率の引上げ)

	2006/8/19	2007/3/18	(変動幅)
流動性預金普通預金	0.72%	0.72%	+0.00%
定期預金 3ヶ月	1.80%	1.98%	+0.18%
6ヶ月	2.25%	2.43%	+0.18%
1年	2.52%	2.79%	+0.27%
2年	3.06%	3.33%	+0.27%
3年	3.69%	3.96%	+0.27%
5年	4.14%	4.41%	+0.27%
短期貸出			
6ヶ月	5.58%	5.67%	+0.09%
1年	6.12%	6.39%	+0.27%
中長期貸出 1年以内			
1-3年	6.30%	6.57%	+0.27%
3-5年	6.48%	6.75%	+0.27%
5年超	6.84%	7.11%	+0.27%

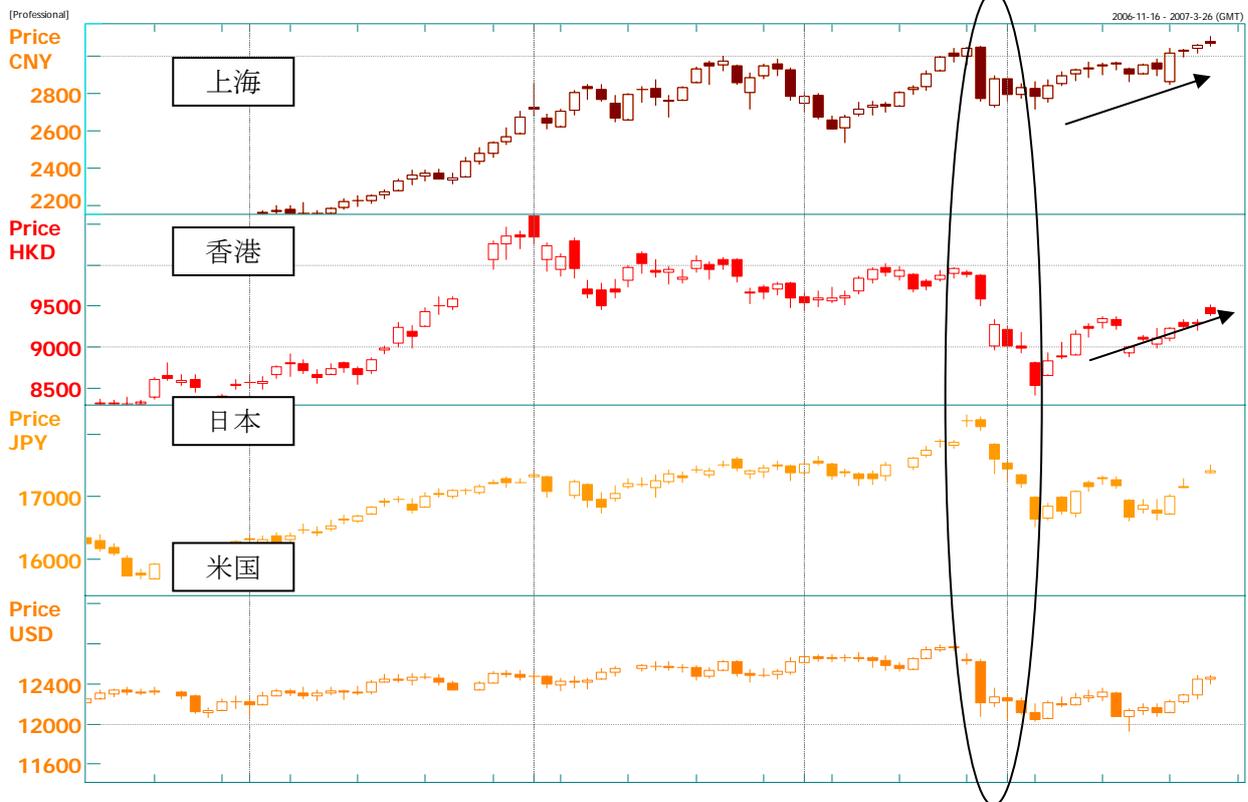
2003年9月21日	7.0%
2004年4月25日	7.5%
2006年7月5日	8.0%
2006年8月15日	8.5%
2006年11月15日	9.0%
2007年1月15日	9.50%
2007年2月25日	10.00%



(図2：過去1年の公開市場操作による資金吸収：各種統計より BTMU 上海支店作成)



(図3：上海初の同時株安 出所：ロイター)





## 2. 株価に対する配慮と銀行収益に対する影響

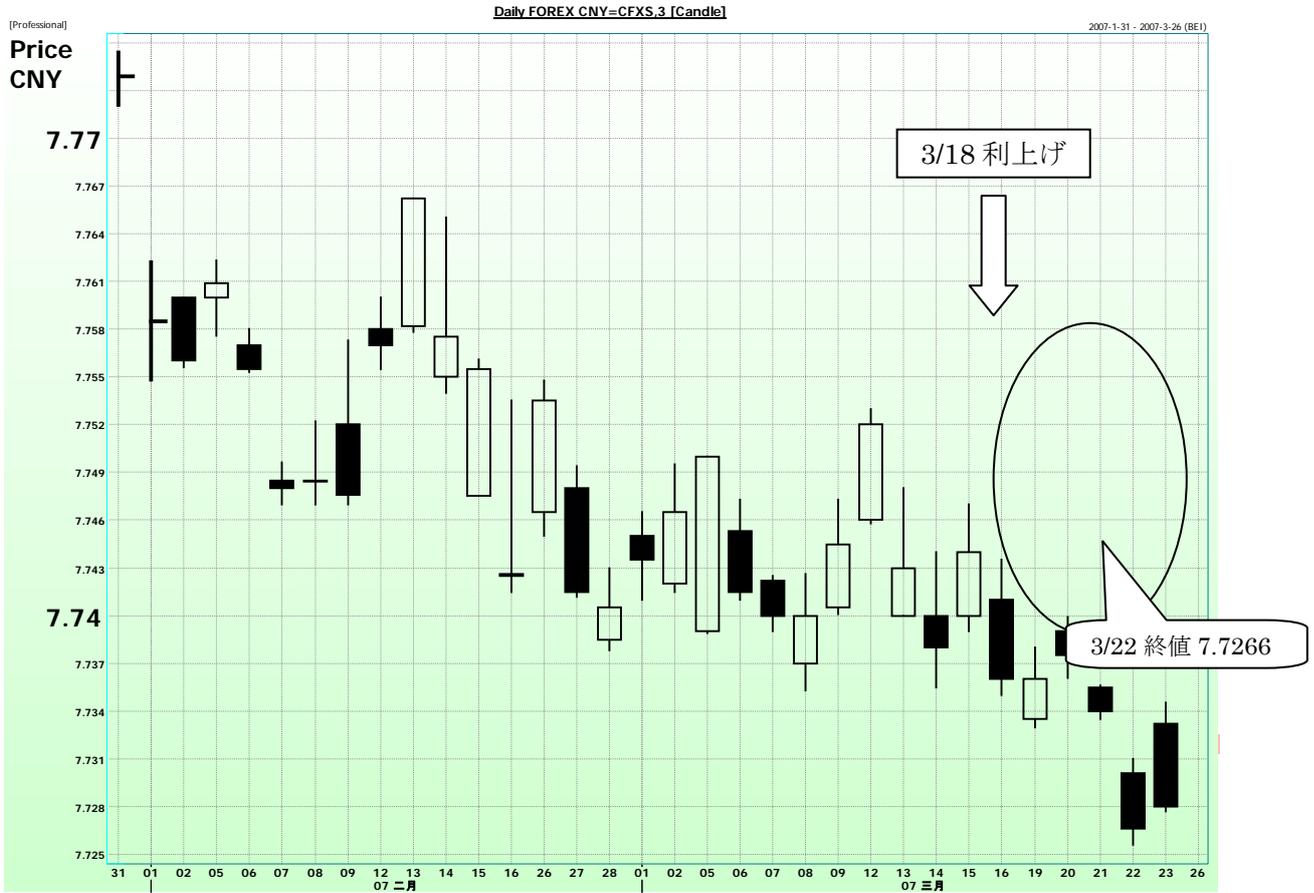
景気に対する配慮は今回の利上げ幅に実際に見て取れるのではないのだろうか。メディアでは「0.27%の利上げ」が強調されていたが、0.27%の利上げが行われたのは1年以上のゾーンであり、期間ごとに仔細に見てみると、実は銀行の調達の大宗を占める流動性預金は0.72%で据え置かれたままである（これは、超過準備金の金利0.99%の変更無くしては変更できない、という事情もあると思われる）。下記図4は国内金融機関の資金調達・運用構造である。短期貸出が大宗を占め、かつ預金の30%~40%は流動性預金と思われ、巨大な個人預金を持つ国内大銀行に関しては、今回の利上げは増益要因となることになる。証券市場ではその影響は「上場している銀行で5%程度」とも言われており、実際、利上げ後の上海・香港市場は中国銀行株等の銀行株が主導する形で再び上昇基調に乗ってきている。

(図4：国内金融機関の調達・運用構造 出所：中国金融統計)

資金調達源	374,054	資金運用先	374,053
(単位: 億元)			
1. 預金	340,137	1. 貸出	231,031
企業預金	113,200	短期貸出	101,096
財政預金	13,498	中長期貸出	108,947
団体預金	15,552	信託類貸出	2,565
家計預金	161,814	その他	18,421
普通預金	59,225	2. 有価証券	39,504
定期預金	102,589	3. 金	337
農業預金	7,657	4. 外貨	102,112
信託類預金	2,792	5. 国際金融機構資産	1,069
その他預金	25,621		
2. 金融債券	6,841		
3. 流通現金	27,949		
4. 国際金融機構負債	926		
5. その他	-1,799		

## 3. 人民元為替市場への影響

現在の人民元為替OTC市場は利上げの直接の影響を受けることはない。裁定のスピードは遅く、その日のディーラーの行動に利上げが直接働くことはないので、利上げ直後のレート変化だけを見て、影響を云々することは出来ない。現在の人民元上昇のスピード（年率5%程度）の急な拡大はないと思われる。利上げ後の1週間で2回、最高値を更新したことになるが（図5）、最大0.27%の利上げが急にいわゆるホットマネーの流入をひきつけるものではない、という見方が大勢である。むしろ人民元市場に影響を与えると思われるのは先月号でも触れた巨額の外貨準備のゆくえであり、あるいは米国ドルの世界的な軟調度合いであろう。





## 投資：合併パートナーから持分を買収する際の事前準備

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(上海)有限公司  
コンサルタント 鶴田祐二

### 1 合併企業急増の歴史的背景とその変遷

1992年、鄧小平は中国華南地区を視察し「改革解放を実施すべきである」という南巡講話を行った。日本はバブル経済の余韻が残っていた頃で、為替レートの円高基調、日本経済のグローバル化の波もあり、同年以降中国に対する直接投資が飛躍的に増加した。いわゆる中国投資ブームである。

当時中国ビジネスの情報及びノウハウも少なかったため、多くの企業が合併パートナーの販売、部材調達ルート、従業員、設備を利用することを目的としこぞって合併企業を設立した。中国投資ブームから15年の歳月を経た今日、成功している企業とそうでない企業の二極化が進んでおり、合併企業の今後のあり方について、企業グループ全体として考え直す時期にすでになっている。

さて、弊社においても、この時期に設立された合併企業の持分買収のご相談をいただくことが多い。売り上げの推移が順調で、かつ将来性のある事業であるため持分買収を考えているが、経営期間が長いと、内部に見えない問題を抱えているお客様もケースも多い。

### 2 持分買収の目的

持分買収の目的は、持分の比率を高め、経営の主導権を握り戦略的、機動的な意思決定を行うためがほとんどであると言って良い。しかし持分を買収するにあたり、もう一度合併開始時に立ち返っていただきたい。合併で事業を行うことは結婚に喩えられる。一般的に婚姻関係を解消する理由は、結婚した時に相手に求めていたものが何らかの原因により消滅或いは破綻したことによることが多いと思われる。同じように合併企業の場合も、合併を組んだメリットが、現状維持のメリットより小さくなっていることが多い。ここで目的を再考するとともに、持分買収のメリットが現状維持のメリットを補って余りあることが持分買収の判断材料となる。

#### 合併を組んだ理由及び合併を解消する理由は表裏一体

合併を組んだ理由	合併を解消する理由
販売ルートを確保するため	販売ルートを自前で確保できるようになったため
従業員、設備など合併パートナー資源を利用するため	合併パートナー従業員との労務問題発生、設備の老朽化
合併形態が要求される業態であったため	規制緩和により独資/日本側メジャーで設立できるようになった

筆者作成



### 3 持分買収の前に自社で行う内部点検

持分を買収する理由が固まった段階で、弁護士、会計士及びコンサルタントなどの専門家による初歩的調査を行い、その後本格的なデューデリジェンスを行うが、事前に主体的に内部点検を行うことが望ましい。実際に内部点検を行ってみると、看過されてきたリスクが芋づる式に顕在化するケースが多々ある。問題が複数発生した場合、今後の戦略及びスケジュールに一時的に影響を及ぼすが、早晚起こりうる問題であるので、事前に把握、対処しておくことにより、リスクを回避できる。ひいては、持分買収を本当に行うべきなのか、ということのを再検討する契機ともなる。

日系企業の場合、企業の責任者が定期的に入れ替わるため、企業設立時から現在までの状況を把握した責任者がおり、関連書類を全て残しているというような企業は稀である。さらに日本側がマイナーな場合、営業部門は把握できているが、肝心の財務部門を合弁パートナーが掌握しているなどのケースも多く見られる。次項では、内部点検を行う際のポイントを述べる。

### 4 内部点検で最低限抑えておきたい事項、確認先

#### 4-1 法務

##### ① 各種契約書

主要な契約書について内容確認を行う。特に持分買収後に解約する意向のある契約については、中途解約条項を精査する。

確認先・・・弁護士事務所

##### ② 合弁パートナーの現物出資資産（土地／建物／設備）

土地／建物については、権利関係を確認する。無償の割当の土地でないか、当地の都市発展計画で区画整理の対象になっていないか、また、土地の含み益が出ていないか確認する。設備については、市場価格を確認する。買収対象設備が国有資産の場合、陳腐化している設備であっても、簿価を下回る評価は原則不可である。

確認先・・・房屋土地资源管理局、人民政府、国有資産管理監督委員会

##### ③ 経営範囲及び各種ライセンス

過去に経営範囲を逸脱した業務を行っていないかを精査する。グレーな商取引を行っている場合は、経営範囲の変更も検討する。各種ライセンスの取得状況についても精査し、持分買収後もライセンスの保持、延長などについて影響がないようにしておく。

確認先・・・工商行政管理局、対外経済貿易委員会、各種ライセンス認可機関

#### 4-2 労務

##### ① 労働契約

契約期間、勤続年数を確認する。持分買収に伴い経済補償金が発生した場合の見積もり額を算定する。人事の私物化についても確認する。

##### ② 社会保険

従業員の社会保険（いわゆる四金）について、企業負担分及び個人負担分を不足なく納付しているか。不足がある場合は、持分買収の前に処理を行う。

確認先・・・労働・社会保障センター、住宅公共積立金管理センター



### ③ 管理部門／一般部門従業員の質

日本側がサイレントパートナーであるような場合、従業員の質について把握しきれていないことが多い。買収により従業員のパフォーマンスが劇的に向上することは少なく、逆に出資のパワーバランスが変更になることで、新しい管理方針に従業員が戸惑い、不満を抱く可能性が高い。従って、そのような従業員に対する処遇を考えておく。

## 4-3 会計、税務

### ① 債権債務、会計処理方法の把握

債権債務の見直し、特に売掛債権の帳簿上の年齢について留意する。また簿外／偶発債務の有無についても調査する。過年度に不正な会計処理が行われていないか注意する。

確認先・・・会計事務所及び税理士事務所

### ② 過年度の納税状況

各種税金の納税状況、未納部分がある場合は、滞納金がある可能性がある。個人所得税徴収強化に伴い、外国人駐在員の個人所得税などで追徴課税されるという事態が散見される。

確認先・・・管轄税務局

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(上海)有限公司

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦2301室

TEL : 86-21-5888-3590 FAX : 86-21-5047-2180



## 税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

### ◆会計 (担当：小鯛ゆかり)

#### Question

中国新会計基準で適用される税効果会計について、具体的な会計処理を教えてください。

#### Answer

税効果会計では、将来の納付税金を減少又は増加させる効果を持つ項目に対して、それぞれ繰延税金資産又は繰延税金負債を認識することになります。税効果会計の会計処理方法を簡単にまとめますと、以下のようになります。

##### ①一時差異の把握

まず、会計上の利益と税務上の所得の差異原因であり、将来の税金額を増減させる「一時差異」を把握します。これは税務申告書に記載されている調整項目であり、典型的なものとしては貸倒引当金、減価償却費調整額、固定資産減損引当金等が挙げられます。一時差異は、会計上と税務上で計上される時期が異なる項目のみが対象ですので、交際費等の「永久差異」と呼ばれる、会計上は費用として計上しても、税務上時期に関係なく損金算入できない項目は含まれません。また、税務上の繰越欠損金は、通常5年間を限度として将来の課税所得と相殺することができ、将来の納付税金を減少させる効果があるため一時差異と同様に扱います。

##### ②適用税率の検討

次に、①の一時差異に税率を掛け合わせ、将来の税金を減少・増加させる額を計算します。この税率は、日本では事業税の影響で一定の計算式を用いる必要がありますが、中国の場合は法的に定められた税率をそのまま用いることができます。但し、将来の税金増加・減少額を計算しますので、一時差異が解消される予定の年度の税率を用いる必要があります。中国では二免三半減等の優遇税制措置により税率が変動する場合がありますのでご留意下さい。

##### ③回収可能性の検討

上記手続の結果、将来の税金を減少させる額の方が大きければ繰延税金資産を、増加させる額の方が大きければ繰延税金負債を計上します。但し、繰延税金資産を計上する際には、その回収可能性を検討する必要があります。なぜなら繰延税金資産は貸借対照表に資産として計上されますので、確実に税金を減少させる効果がなければ資産として価値がないと判断されるためです。従って、赤字が長期間継続している企業などは、繰延税金資産の回収可能性がなく、貸借対照表に計上することができないと判断される可能性があります。このような判断は非常に複雑ですので、



担当の会計士等に相談されることをお勧め致します。

税効果会計を適用する当初は、処理方法が煩雑に思われるかも知れませんが、このような調整により税金額と会計上の利益の関係性がより明確になります。実務上、税効果会計を処理する際には細かな論点がありますので、日本本社や担当会計士と適時に相談しながら準備を進められるようお願い致します。

## ◆税務 (担当：案浦崇)

### Question

不動産開発企業の土地増値税の処理に関わる新规定とはどのようなものですか？

### Answer

過熱ぎみの中国国内不動産市場を抑制及び土地増値税の税収管理を強化する為に、国家税務総局は2006年12月28日『不動産開発企業の土地増値税清算管理に関わる問題の通達』(国税発[2006]187号)を発行しました。本通達はすでに2007年2月1日から施行されています。

現行の税法により、土地増値税は納税者の不動産譲渡所得に応じて、税率30%から60%の累進課税方式で徴収されます。実務上、不動産開発企業は、建設中に売却される不動産に対しては0.5%から2%までの暫定税率(具体的な税率は不動産の種類及び管轄地により確定)を用いて販売収入にかかる土地増値税を予納し、建設が完了後、関連収入、コスト等に対して精算処理を行い、納付すべき増値税残余额を納付します。

土地増値税精算管理に関わる具体的な規定が欠乏しているため、各地により実施状況は異なっています。例えば、不動産開発プロジェクトに対して土地増値税を予納した後は、精算処理を行わない地域や、長年土地増値税を徴収していない地域もあります。国内の不動産市場の急速な発展に伴い、土地増値税の税額は相当なものでありますが、実際の増加額は国内の不動産市場の拡大傾向を全く反映していません。このため、各地の税収管理を強化及び不動産市場の健全な発展を促進するため、今回公布された通達の中には、土地増値税の最終的な処理管理の具体的な規定がさらに明確にしています。

#### 土地増値税の精算条件

新通達の規定では、納税者に対し、下記状況のひとつが当てはまる場合、土地増値税の精算処理を行うことを要求しています。

- 不動産開発プロジェクトが完了し、完全に売却した場合
- 建設途中の不動産開発プロジェクトが譲渡された場合
- 直接土地所有権が譲渡された場合

同時に、本文書の規定では、下記状況のひとつが当てはまる場合、所轄税務局は納税者に対して土地増値税の精算を要求できるとしています。



- 不動産開発プロジェクトの建設・検収が完了し、譲渡された不動産の建築面積が販売可能面積全体の85%を超える場合、又は上述の面積は85%を超えないとしても、残存の販売可能面積部分が貸出又は自社用としての場合
- 販売（予約販売）許可を取得してから満三年を経過しても、販売が完了していない場合
- 抹消税務登記の申請を行う/行ったが、土地増値税の精算手続きを行っていない場合
- 各省の税務局により規定されるその他の状況がある場合

この中で、国家関連機関が審査した不動産開発プロジェクトを土地増値税の精算対象とし、何期にもわたる不動産プロジェクトに対しては、各プロジェクトを精算対象とします。開発プロジェクトの中に、一般住宅及び非一般住宅の両者を含む場合、それぞれを分けて、増値税額を計算します。

◆経営管理 (担当：須原誠・王双南)

Question

中国版のSOXが出たと言う噂を最近聞いています。実際、どのような内容のものが政府から発表されているのか、米国のSOXそして日本のJ-SOXとどのように違うのか等を、中国の企業内部統制システム整備の経緯を含めてご説明いただけますでしょうか。

Answer

中国における企業内部統制システム整備の経緯は以下の通りです。

- 1999年に、会計法（第27条）の修正を契機に原則的な規定を制定。
- 2001年に、より具体的な7つの「内部会計統制規範（基本規範、現金・預金、売上と回収、購買と支払、担保、投資、プロジェクト）」を制定。
- それ以後、財政部以外の政府他部門によって関連業界の内部統制ガイドも出された。しかしながら、急速な市場経済の発展と企業環境の変化に伴い、単純な会計統制だけでは企業が市場経済社会において直面するリスクに適切に対応することが難しくなった。政府部門間の内部統制規範の統一及び市場経済社会に対応できる内部統制システムへの整備の要請が高まる。
- 2004年末～2005年6月、資料の収集と理論の研究。
- 2005年7月～2006年6月、フレームワークの起草。
- 2006年7月15日、財務部に所属する形で企業内部統制基準委員会を設立。
- 2006年7月～2006年9月、企業内部統制基準委員会が規範を起草。
- 2006年10月～2006年12月、第一回目の修正及び内部の意見を整理。
- 2007年3月2日に、中国財政部より企業内部統制規範（公開草案）を公表。



中国の企業内部統制システム整備上の基本方針は以下の3点に要約されています。

①国際的な経験を参考としつつ、中国の実情を踏まえた独自色を出す。

米国のCOSOやその他諸外国の内部統制フレームワークを参考としながら、中国の実情に合わせて、内容の調整と改善の作業をしている。中国版内部統制フレームワークに関連する内容は基本規範の中に盛り込まれており、米国のCOSO 5要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング）のフレームワークを形式上採用している。その中のリスクマネジメント手法についても、COSOの“エンタープライズ・リスク・マネジメント”を参考にしている。中国財務局によれば、基本規範は、単なる他国の事例を模倣するのではなく、その策定過程において以下の三つの革新的な試みを行ったとしている。

- 内容の革新：より実用的かつ実践的であることを目指し、抽象的な理念より、具体的な統制規範（暫定的に26規範が発表予定）を提示する。
- 体系の革新：基本規範だけでなく、具体規範及び実務指針を含む、内部統制システムと関連する評価基準と実施基準の体系をとる。
- 体制の革新：中国政府の多部門が共同で良好な協力作業体制を作る。

②財務報告の信頼性を保障するための重要業務プロセスに重点を置く。

中国市場主義経済の環境下で現在中国企業が直面している主要な問題に対応するための規程を制定する。今回の公開草案は中国国内の大型企業（大型国営企業等）、上場企業（上海証券取引所及びシンセン証券取引所）、対外的に財務報告が義務付けられている企業（例えば重大な公共利益に係わると政府により判断された企業等）を対象としており、それら企業の財務報告の信頼性を保証するために、重要業務プロセスに関する内部統制具体規範を制定する。

③内部統制システム整備コストの低減と段階的導入を目指す。

米国に上場している中国企業及び外国企業が、内部統制システムを整備するために巨大なコストをかけたという前例を考慮し、中国市場主義経済の現状を鑑み、必要十分であると考えられる内部統制の理念と方法を導入して、中国企業の財務報告における内部統制の整備を重点的に行うべきであるとしている。

企業内部統制基準委員会が目指している企業内部統制システムの構造は以下の通りです。

- 企業内部統制システムは、基本規範、具体的な規範（以下具体規範）と実務指針で構成されている。
- 基本規範は、内部統制の基本目的、基本要素、基本原則および全体的な要求について定められている。それに基づいて、具体規範と実務指針が作成される。
- 具体規範は、基本規範をベースに、中国企業が日常的且つ具体的な業務を処理する際に運用されるべき内部統制の具体的な規定である。
- 実務指針では、業界別の特徴を考慮しつつ、企業が基本規範及び具体規範をどのように解釈して内部統制手続を構築し実行すべきかを示す予定。

今後の行方を総括します。

- 2007年3月に発表された公開草案は、企業内部統制基準委員会主導で3年余りの時間をかけて作成されたもの。
- 今回の公表されたのは、上述した構造の中の基本規範と具体規範の一部（17の具体規範



－現金・預金管理、購買・支払管理、棚卸資産管理、投資、建設工程管理、固定資産管理、売上・回収管理、財務管理、減価・費用管理、担保管理、契約管理、子会社管理、財務報告管理、開示事項管理、予算管理、人的資源管理、情報システム管理)のみ。

- 企業内部統制基準委員会は、4月末までに公開草案に対する意見を外部から受付け、それを参考にしつつ、基本規範、具体規範（現在公表された17の具体規範にさらに9つ具体規範を追加予定、例えば減損会計管理、デリバティブ管理等）、実務指針と評価基準を段階的に作成していくことにより、中国企業のリスクマネジメント強化と不正防止を目的とした中国版企業内部統制システムを、今後3～5年の間に完成させる予定。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国  
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛  
中国上海市湖滨路202号普華永道中心11楼  
Tel : 86+21-61238888  
Fax : 86+21-61238800

みずず監査法人  
国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー  
担当パートナー 高月重廣  
日本東京都千代田区霞が関3-2-5  
霞が関ビル32階  
Tel : 81+3-55322503 Fax : 81+3-55322504



人事：福利調査 2007-1

Pasona Group

有能な中国人スタッフの採用とリテンションの為には、上昇を続ける賃金水準を追いかけるのみならず、総合的な報酬制度を見直す時期に来ています。評価制度、賃金テーブルの見直しと併せて、各企業のポリシーを反映させた福利制度の検討を始める企業が増加しています。

今回から3回シリーズで、パソナグループで実施した福利調査結果をもとに、中国進出日系企業の現状を報告して参ります。関連法規の整備が遅れていることもあり、他社の動向が重要な参考になっているのが現状です。本号では、回答企業の属性から、福利制度と企業形態の概観を検証します。

【2007 Benefit Survey-China-概要】

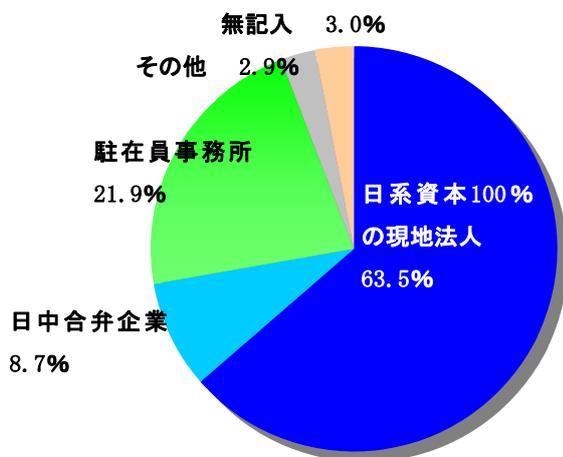
調査期間：2006年10月～11月

調査方法：WEBアンケート

有効回答：526社（華東地区：394社／華南地区：100社／華北地区：15社／無記入：17社）

【回答企業属性】

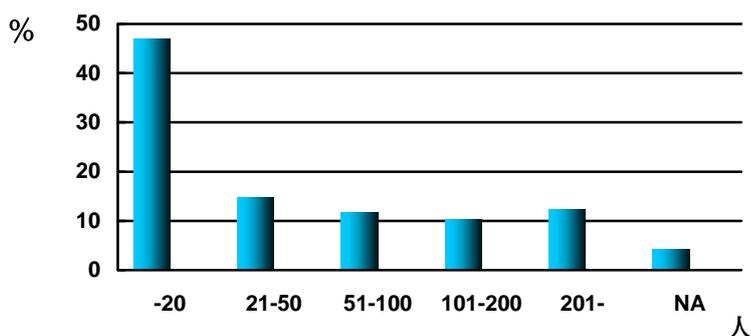
進出形態（図1）



回答企業の進出形態は、日系資本100%の独資企業が63.5%と最多で、合弁企業からの回答は8.7%に留まりました。また、従業員雇用権のない（間接雇用により従業員を確保）駐在員事務所が21.9%含まれます。（図1）

近年、合弁形態で設立した企業を独資化する企業が増加傾向にあります。規制緩和と伴に種々の経営判断によるものですが、人事面では、有能な人材の確保には、中方の人事制度からの決別が不可欠という判断が聞かれます。

従業員数（図2）



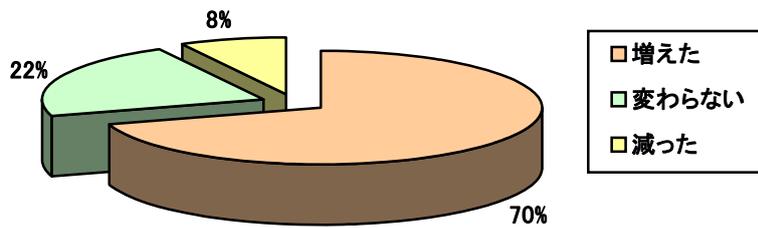
回答企業の従業員規模は、20名以下の小規模な組織が47.7%と最多です。（図2）

従業員規模が小さい組織ほど、福利制度に関する規定が未整備な企業が多く、日系他社の動向を参考に整備を促進する動きがあります。

コンプライアンス、内部統制の強化に伴い、比較的規模の小さい海外法人に対しても、各種規定の整備要請が強まり、福利制度に関する諸規定の整備に取り組む企業が増加しています。

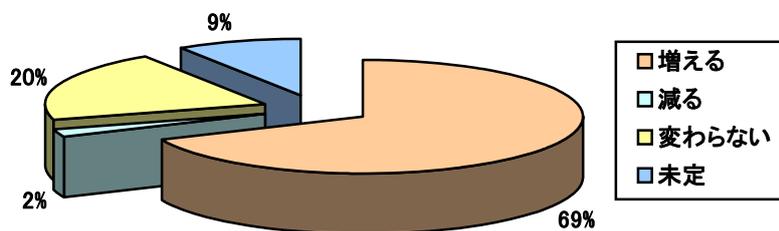


過去1年間の従業員の増減 (図3)



回答企業のうち、過去1年間に従業員数が増加した企業が70%、増員数の最多は10人以上50人未満が約100社に登りました。回答企業の現在の従業員数を鑑みると高い増員率と言えます。(図3)

今後1年間の従業員の増減 (図4)



今後1年間の増員計画では、減員予定企業は2%に留まり、拡大基調にある企業からの回答が多数を占めると言えます。(図4)

地域別では、増員予定企業は華東地区66.2%、華南地区75.5%、華北地区69.2%、減員予定企業は華東地区1.6%、華南地区5.1%、華北地区0%という結果でした。

華東地区では“従業員数変動なし”を予定している企業が21.7%であり、オペレーションが安定期にある企業が比較的多いことが伺えます。

華南地区では、従業員増員、業務拡大基調の企業が多い中、縮小傾向にある企業が少数ながら、他地区より多く、業績の二極化が伺えます。従来の来料加工・貿易型企業において、昇給率が鈍化している(パソナグループ昇給調査結果)ことと同様の傾向が見られます。

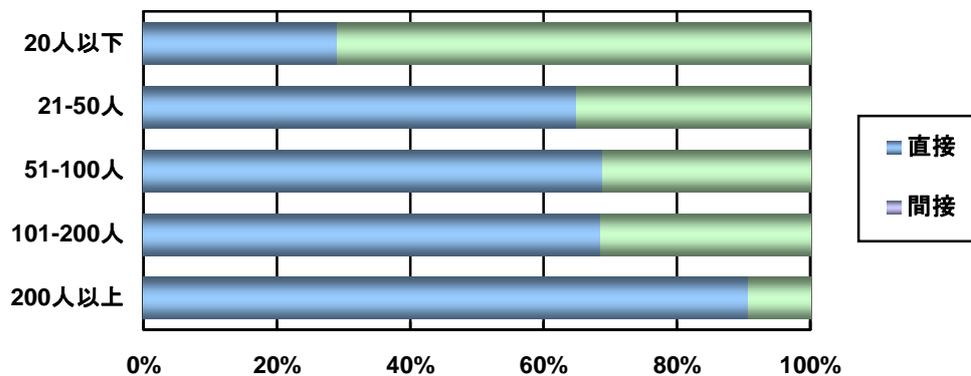
業種別では、増員予定企業は自動車関連業界が89.5%と最多であり、次いで、機械・メカトロ関連、商社、運輸・物流、小売業(75%)という状況です。

雇用形態  
地域別 (図5)





企業規模（従業員数）別（図6）



中国では、雇用形態と福利制度は密接に関連しています。

直接雇用の場合は、従業員は個別企業の雇用契約、就業規則、諸規定に拘束されますが、間接雇用（派遣雇用）の場合は基本的には派遣会社の就業規則、諸規定に拘束されることとなり、派遣を受ける個別企業は、派遣会社との調整が必要になります。

有給休暇や食事手当等、一般的に派遣会社の基本契約は従業員優遇傾向に硬直的です。メリハリをつけた福利制度を構築したい場合、派遣会社との調整が課題となるケースが散見されます。

中国では、外資系企業の駐在員事務所は職員の直接雇用権が無く、派遣会社からの人材派遣を受ける形態により従業員を確保することとなります。現在、中国における人材派遣事業は、外資系人材会社には開放されておらず（2007年3月20日現在）、中国系人材派遣会社を利用することになります。

中国における人材派遣は、日本の一般的な人材派遣の概念とは異なり、正規社員と比較した雇用コスト削減や雇用期間の柔軟性に対応する為の形態ではなく、雇用のアウトソーシングという色合いが濃いものです。コスト的にも、派遣会社へ支払う「管理費」が雇用コストに上乗せされる形となり、直接人件費では、直接雇用よりコストがかかる雇用形態です。

ただし、小規模の法人においては、中国における従業員雇用手続き、人事管理の煩雑な業務をアウトソーシングすることで、人事管理コストの軽減を図る為の有効な雇用形態と言えます。2007年3月現在では、派遣期間、派遣業種、指名派遣、採用面接の禁止等の制限はありません。今後、労働合同法の整備により、改定が議論されていますが、現時点では結論は出ていません。

今回の調査では、回答企業の約半数が従業員数20名以下の企業であることから、全土平均では、間接雇用（派遣）形態の企業が約半数を占めるという結果となりました。（図5）

企業規模別では、従業員数20名以下の企業では、7割近い企業が間接雇用（派遣）形態であり従業員数が増加するにしたがって、直接雇用形態が増加しており、小規模企業においては、間接雇用による雇用のアウトソーシングが有効活用されている実態が顕れています。（図6）

地域別では、華東地区では、間接雇用形態が56.3%と過半数をしめています。比較的従業員数の少ない非製造業が多いことが要因と考えられます。

製造業の多い華南地区では、直接雇用形態の企業が78.8%にのびます。従業員数の多い企業で



は人事機能を社内に設置せざるを得ず、直接雇用が有効であることが伺えます。ワーカー等の賃金レベルの低い従業員の比率が高い製造業では、「前年の当該企業全従業員の平均所得」を法定福利の企業負担額算定基数とする項目において、直接雇用がコストメリットとなることも一因と考えられます。

業種別では、金融（86.7%）、商社（73.6%）、食品（70%）、化学（55.3%）で間接雇用（派遣）形態雇用の企業が多いという状況です。非製造業の営業系職員が多い企業においては、間接雇用が有効と判断されるケースが多いと考えられます。しかしながら、これらの業種においても、昨今、国内広域の人事制度を統一する動きや、日本本社を含めた海外法人とのグローバルな人事交流を促進させる動きにあわせて、自社の人事制度、ポリシーに基づいた人事管理の為に、間接雇用（派遣）から直接雇用に雇用形態を変更する動きが新たな動向として見られます。

次号からは、法定福利制度が地域ごとに異なり、有給休暇制度等、関連法規が明確に定められていない現在の中国において、日系進出企業が具体的にどのような福利制度を運用しているのか、データを元に報告して参ります。

**\*2007 福利厚生分析レポート（Benefit Survey Report 2007）は中国版、米国版、カナダ版を現在発売中です。お問い合わせは下記まで。**

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

中国： パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021

TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：[pasona@pasona.com.cn](mailto:pasona@pasona.com.cn)

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613

TEL：86-20-3891-1701 FAX：86-20-3891-1702

E-mail：[jsgz@pasona.com.cn](mailto:jsgz@pasona.com.cn)

日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル

TEL：03-6214-1571 FAX：03-5200-3077

E-mail：[info@pasona-global.com](mailto:info@pasona-global.com)



BTMU中国ネットワーク



	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2楼	86-10-6590-8888
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21楼 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11楼 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 AZIA 中心20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳國際金融大廈16楼	86-755-8222-3060
成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホテルインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
広州駐在員事務所	広東省広州市天河区北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。